

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	厚生労働省
-------	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
福祉医療機構	助成事業等執行型	長寿・子育て・障害者基金事業					〔1 〔「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」に基づく措置〕 長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。 また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。 優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。	組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の重点化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携並びに人材育成についての基本方針を定めて、次期中期目標期間において整備を図ることとする。
	特定事業執行型	退職手当共済事業					〔1 〔「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」に基づく措置〕 退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者(社会福祉施設等経営者)が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。	
		心身障害者扶養保険事業					〔1 〔「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」に基づく措置〕 心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。	

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	厚生労働省
-------	-------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
福祉医療機構	政策金融型	福祉医療貸付事業					〔1『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置〕 福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。 次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。 (1) 融資対象の重点化 ① 医療貸付のうち病院に対する融資については、 (ア) 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。 (イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。 (注) 先般の制度改革に基づき、都道府県が新しい医療計画を策定することとなるが、計画内容をどうするかについては流動的な状況にあることから、上記措置の実施時期等については、都道府県の医療計画の作成状況を踏まえながら検討していくこととしている。	

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	厚生労働省
-------	-------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
							② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおり措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。 (7) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。 (4) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。 ③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。 また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。 (2) 新規融資額の縮減等 新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。 〔2 追加的に講じる措置〕 毎年貸付先から提出される事業報告書について、WAMNETを活用した電子報告システムを構築することにより、事務の効率化及び経費の節減を図る。	

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	厚生労働省
-------	-------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
福祉医療機構	政策金融型	福祉医療経営指導事業					〔1 』『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置〕 開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成20年3月末をもって廃止することとする。また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。 〔2 追加的に講じる措置〕 毎年貸付先から提出される事業報告書について、WAMNETを活用した電子報告システムを構築することにより、事務の効率化及び経費の節減を図る。	
		福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）					〔1 』『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置〕 福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。 また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。	

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	厚生労働省
-------	-------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
		年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業					【1 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置】 ○ 年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。 また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。 ○ 労災年金担保貸付事業と年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行なうこととする。 【2 追加的に講じる措置】 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、平成20年度から運営費交付金の廃止を検討する。	
		承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務					【1 「中期目標終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案」に基づく措置】 【承継年金住宅融資当債権管理回収業務】 年金住宅融資については、既に平成17年度末で新規の貸付を廃止した。年金資金運用基金も年金積立金管理運用独立行政法人法により平成18年4月に解散し、既往債権の管理・回収業務のみを独立行政法人福祉医療機構が行うこととなった。 今後は、回収金が国への納付を通じて年金給付財源となることを踏まえ、転貸民法法人の経営状況等の把握分析等を強化し、適切な債権管理と着実な債権回収を行う。 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 国民生活金融公庫の教育資金貸付については、平成17年12月の行政改革の重要方針（閣議決定）において、「低所得者層の小口の資金需要にかんがみ、所得制限を引き下げ縮減して残し、民間金融機関や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する」とされている。福祉医療機構が行うあっせん業務は、貸付事業の一部のプロセスであることから、公庫が行う見直しについて所要の対応を行っていく。 【2 追加的に講じる措置】 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、平成20年度から運営費交付金の廃止を検討する。	

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「市場化テストの活用」、「他法人への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		独立行政法人 福祉医療機構		府省名		厚生労働省		
沿革		昭和29年4月 社会福祉事業振興会設立		⇒ 昭和60年1月 社会福祉・医療事業団設立 ⇒ 平成15年10月 独立行政法人福祉医療機構				
		昭和35年7月 医療金融公庫設立						
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）				役員数			職員数（実員）	
				法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
				5 人	5 人	— 人	271 人	
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）			
	一般会計	42,361	44,370	43,295	42,878			
	特別会計	296	6,395	5,613	—			
	計	42,656	50,765	48,908	42,878			
	うち運営費交付金	5,061	10,957	10,056	4,500			
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—			
				うちその他の補助金等	37,596	39,808	38,853	38,378
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）				平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
				198,021	212,087	214,406	—	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）				平成17年度		平成18年度		
				△ 40,343		89,715		
発生要因				○ 平成17年度に法人全体で403億円の繰越欠損金を計上した主な要因は、保険勘定において「年金受給者に将来支給するために必要な心身障害者扶養保険責任準備金の積立不足」が生じていることに伴い388億円の繰越欠損金を計上したことである。				
				○ 平成18年度において保険勘定の繰越欠損金は増加したが、年金資金運用基金の解散に伴い新たに承継した承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、当期利益金1,283億円を計上したことが主な要因となり、法人全体で897億円の利益剰余金を計上した。				
見直し案				○ 心身障害者扶養保険事業については、厚生労働省において平成19年3月に「心身障害者障害者扶養保険検討委員会」を設置し、平成20年度制度改正を目指して制度の見直しを検討中である。				
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）				平成17年度		平成18年度		
				394		1,299		
行政サービス実施コストの推移 （17～20年度） （単位：百万円）				平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
				67,815	10,128	—	—	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善 内容及び見込額（単位：百万円）				開業医承継支援事業の廃止による費用の削減：△4百万円 経営改善支援事業の強化等による自己収入の拡大：5百万円 事業報告書の電子報告システム化による費用の削減：△13百万円（平年度化した場合） 退職手当共済事業の電子届出システム化による費用の削減：△18百万円（平年度化した場合） WAMNETの専用回線の廃止による費用の節減：△20百万円 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業運営費交付金の廃止（検討中）による減：△279百万円 業務・システム最適化計画に基づく事務の合理化及び費用の節減：現在、計画策定中であり、計画を踏まえ算出				

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

■ 法人全体の業務運営の改善に関する事項

【1 効率的な業務運営体制】

- 部長ポスト2、次長ポスト1及び課長ポスト3の削減（平成18年度に新たに承継した事業に係るものは除く。）、企画調査部門の強化（企画指導部に業務管理課及び調査室を設置）、貸付部門、情報事業部門の再編強化等を行い、効率的な業務運営を推進するための組織体制を構築している。
- 平成16年11月からISO9001品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の運用を開始し、平成17年4月に認証を取得し、中期計画を達成した。
- 平成16年4月から人事評価制度を導入し、平成17年6月期の賞与から評価結果の反映を開始し、平成18年度に反映の拡大を行うなど、職員の努力を適正に評価できる制度運営を行っている。
- トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を設置し、重要課題に迅速的確に対応するとともに、当会議でQMSのマネジメントレビューを行い、業務の執行状況の適正な管理を実施している。

【2 業務管理の充実】

- 企画指導部に新設した業務管理課がQMSの統括管理を行い、中期計画に基づく業務運営を計画的に適正に管理している。また、各事業部門においては、年度計画等に基づき組織目標を設定し、人事評価制度及びQMSに従って職員の個人目標への展開とその目標の進捗管理を行う仕組みが構築されており、これにより適正な業務管理を実施できている。
- 管理会計の段階的導入に向け、現業部門で活動コスト分析や費用対効果測定の基礎データ収集を行うなど、調査研究を進めている。
- 事務リスク部会（平成18年度からQMS部会）を設置し、事務リスクの分析と業務プロセスの改善を進めるとともに、QMSの定着を踏まえ、QMS活動において事務リスクに対応する体制を整えた。また、情報セキュリティポリシーの制定、個人情報保護管理規程の整備等を行い、情報資産等の安全管理の徹底を図っている。
- リスク管理債権について債権区分別管理等を適切に行うことにより、リスク管理債権比率は、平成15年度末1.50%、平成16年度末1.53%、平成17年度末1.23%、平成18年度末1.50%と中期計画目標である2.0%を大幅に下回っている。
- ALMの月次モデルの本格運用を平成16年度から開始し、ALMの分析結果を踏まえ、財投機関債の発行期間等の発行方針を決定している。また、貸付制度や金利設定の変更に際しその影響を分析するとともに、定期的に財務構造の把握に活用している。
- 資産担保証券（ABS）の活用可能性の調査を行い、財投機関債による資金調達よりコスト増になるなどの課題が整理できた。
- 平成18年度にシステム監査及び刷新可能性調査を実施したところであり、業務・システムの最適化計画の策定に向けて、順調に作業を進めている。

【3 業務の効率化に伴う経費節減】

- 一般管理費等については、平成19年度において13%程度の経費節減を行うという中期目標に対し、平成18年度において既に11.7%の削減を実現（進捗率90%）し、順調に計画的な削減を行うことができている。

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

■ 事業毎の業務運営の改善に関する事項

【1 福祉医療貸付事業】

（1）業務運営の効率化に関する事項

- 福祉貸付事業においては、国の福祉政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づき、福祉基盤の整備を推進できた。なお、福祉医療機構の平成15年度から18年度までの福祉貸付の貸付審査件数のうち97.0%は、地域において整備の優先度が高い国の補助金等が交付されている整備事業に対する融資となっている。

（単位：件、千円）

施設の種類	平成15年度～平成18年度			
	件数	割合	金額	割合
老人福祉関係施設	1,698	46.7%	620,257,500	85.7%
うち特別養護老人ホーム	1,215	33.4%	556,851,300	77.0%
児童福祉関係施設	(10)	(0.3%)	(170,100)	(0.0%)
うち保育所	1,125	31.0%	59,292,400	8.2%
障害者福祉関係施設	1,000	27.5%	46,684,800	6.5%
その他	(136)	(3.7%)	(1,602,100)	(0.2%)
	777	21.4%	37,522,700	5.2%
その他	34	0.9%	6,421,800	0.9%
合計	3,634	(4.0%)	(1,772,200)	(0.2%)
		100.0%	723,494,400	100.0%

- 医療貸付事業においては、医療機関が診療報酬等の抑制など厳しい経営環境にある中であって、国の医療政策に即し、病床不足地域の病院の整備、診療所不足地域における診療所の整備、財務基盤が脆弱な中小病院の整備、介護保険事業計画に基づく老人保健施設の整備等を推進できた。

（単位：件、百万円）

平成15年度～平成18年度				
施設の種類の	件数	金額	(参考) 整備内容	件数
病院	479	447,613	うち病床不足地域における整備※	237
			うち200床未満の中小規模病院の整備※	283
			うち特定病院の整備※	197
診療所	782	45,321	うち診療所不足地域における整備	744
介護老人保健施設	407	243,413		
その他	15	1,666		
合計	1,683	738,013		

- 国の要請等に基づき、金融環境の変化に伴う運転資金に対する緊急融資（H15）、老人福祉関係施設等に係る特別貸付（H16、H17）、災害復旧融資（H16、H17、H18）、アスベスト対策事業融資（H17、H18）、障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例融資（H18）、地域密着型サービスに対する融資（H18）等の緊急・特別融資等を機動的に実施できた。

- 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、毎年度、融資メニューの見直しを行うとともに、平成16年度には貸付金利体系の見直しを行い、利差額を確保し、安定的な事業運営を行う基盤を整備できた。

- 福祉貸付において協調融資制度を平成16年度に構築し、平成17年度から本格運用を開始した。これにより、事業者は、協調融資制度を効果的に活用し、社会福祉施設整備費補助金の交付金化、特別養護老人ホーム等の融資率の引き下げ等に対応することができた。

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

（2）業務の質の向上に関する事項

- 借入申し込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間については、相談・審査体制の強化、事務の合理化等を行ったことにより、平成18年度において、福祉貸付では中期目標4か月以内に対し51日、医療貸付では中期目標3か月以内に対し41日と目標を上回る期間短縮を実施できた。
- 福祉貸付及び医療貸付において、借入申込書や作成要領の改善、様式や添付書類の簡素化を行い、利用者の事務負担の軽減を図った。

【2 福祉医療経営指導事業】

（1）業務運営の効率化に関する事項

- 集団経営指導（セミナー）については、外部委託の活用等による効率的な開催及び適切な受講料の設定に努めた結果、受講料収入から開催必要経費を控除した収支差が平成15年度5百万円、平成16年度3百万円、平成17年度6百万円、平成18年度5百万円となり、実費相当経費を自己収入で賄うことができた。
- 個別経営診断については、事務処理の迅速化を図り、申込書の受理日から報告書の提示までの平均処理期間が平成18年度末までで29.6日（簡易経営診断を除く。）となり、中期目標である平均60日以内を達成している。また、個別経営診断における診断料収入から必要経費を控除した収支差は、平成18年度末までの累計で3,220千円となり、実費相当経費を自己収入で賄うことができた。

（2）業務の質の向上に関する事項

- 集団経営指導（セミナー）については、開催方法、内容等の充実に努めた結果、中期目標期間中の延べ受講者数を9,600人以上とするという中期目標に対し、平成18年度末までの累計で9,197人、達成率95.8%となり、計画を上回る実績を上げている。また、セミナー受講者の満足度指数を65ポイント以上にするという中期計画目標についても、平成18年度末までの平均で67.2ポイントと目標を上回る実績を上げている。
- 個別経営診断については、平成18年度に簡易経営診断を創設して診断メニューの充実を図った。これに伴い、診断件数も大幅な増加となった。
- 開業医承継支援事業については、中期目標期間中の紹介件数を135件以上とするという中期目標に対し、平成18年度末までの累計で140件となり、中期目標を達成した。

【3 長寿・子育て・障害者基金事業】

（1）業務運営の効率化に関する事項

- 基金の運用については、運用計画に基づき、安全確実で、かつ、効果的な運用を図るとの観点から財投機関債を中心として運用を行い、国債で運用した場合より、平成16年度で0.27%、平成17年度及び平成18年度で0.14%高い利回りを確保した。
- 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要時間については、事務処理方法の簡素合理化等に努めた結果、平均30日以内で処理するという中期目標に対し、平成16年度29.2日、平成17年度27.5日、平成18年度19.8日と目標を上回る実績を上げている。

（2）業務の質の向上に関する事項

- 助成事業の選定等に当たり客観性及び透明性を確保するため、平成15年10月に外部有識者からなる審査・評価委員会を設置し、当委員会において募集要領、選定方針、事業の選定（採択）、事後評価の審議を行いその結果については速やかにホームページ等で公開している。

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

- 助成に当たっては、毎年度4分野以上に重点助成分野を設定して優先的に助成を行うという中期目標に対し平成16年度助成分から平成18年度助成分までは5分野、平成19年度助成分は6分野の重点助成分野を設定し、当分野の事業として平成16年度助成分88事業、平成17年度助成分121事業、平成18年度助成分141事業、平成19年度助成分277事業に対し助成を実施した。
- 助成の70%以上を特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するという中期目標に対し、平成16年度助成分80.7%、平成17年度助成分81.5%、平成18年度助成分81.5%、平成19年度助成分84.3%と目標を上回る実績を上げることができた。
- 募集要領については、毎年度、中期計画目標である「募集締め切りの2か月前」までに公開できた。また、利用しやすい助成制度とするため、要望書類等の改正、ホームページの活用（Q&Aの掲載、書式のダウンロード等）、広報の充実等を行った。
- 助成団体の80%以上において助成終了後も事業が継続されるようにするという中期計画目標に対し、平成14年度助成分（平成16年度調査）で91.9%、平成15年度助成分（平成17年度調査）で94.0%、平成16年度助成分（平成18年度調査）で91.3%の事業継続が確認できた。
- 助成事業の事後評価については、平成14年度助成分（事後評価は平成15年度実施）から実施し、助成団体による自己評価、ヒアリング評価及び書面評価を組み合わせた重層的評価を実施している。この評価結果については、「選定方針」及び「募集要領」に反映され、助成事業の継続的改善を進めている。

【4 退職手当共済事業】

- 請求書の受付から給付までの平均所要期間を75日以内にするという中期目標に対し、請求件数の増加に伴う退職手当金支給額に係る予算不足（国において毎年度、補正予算等を措置）の影響を控除した期間では、平成18年度67.1日となっている。
- 「退職手当金請求書・被共済職員退職届」の記入漏れや入力ミスを防止するための請求書等作成支援システムを平成17年度から運用開始し、掛金納付対象職員届の電子届出システムを平成18年度に構築した。

【5 心身障害者扶養保険事業】

（1）業務運営の効率化に関する事項

- 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約により債券等の安全資産を中心とした安全性を重視した運用を行い、平成15年度3.67%、平成16年度2.98%、平成17年度9.54%、平成18年度3.05%の運用利回りを確保した。

（2）業務の質の向上に関する事項

- 扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を毎年度2ヶ所で開催し、年金の請求漏れの防止等について連携を図った。

【6 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）】

（1）業務運営の効率化に関する事項

- 効率的なWAMNET事業基盤を整備するため、増大するアクセス需要等に対応できる機器の更新・整備、経費の節減及び事務の効率化を図るためのパッケージソフトの活用、専用線からインターネット接続環境を利用した送信方法への移行（平成18年4月から順次移行）を実施した。

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

- WAMNET基盤を有効に活用するため、厚生労働省の委託を受けて「看護師等養成所報告管理システム（平成17年4月）」及び「児童・婦人相談所ネットワークシステム（平成18年3月）」の運用を開始するとともに、バナー広告（平成17年3月）、介護保険業務管理ソフト広告（平成18年2月）の掲載を開始し自己収入の確保を図った（平成18年度の収入実績19,427千円）。

（2）業務の質の向上に関する事項

- 福祉及び保健医療情報の総合的情報窓口として、行政情報、介護保険事業者情報、障害福祉サービス事業者情報、医療機関情報等の時宜を得た迅速な提供を実施している。
- WAMNETの利用機関登録数5万件以上、年間アクセス数700万件以上を中期目標期間中に達成するという中期目標については、機能の向上、情報等の充実、広報の強化等を行った結果、平成17年度において目標を前倒して達成し、平成18年度においては、利用登録機関数6.3万件、アクセス件数1,578万件となっている。

【7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】

（1）業務運用の効率化に関する事項

- 年金担保貸付事業については、電算委託費及び貸倒引当金の金利へのオンコスト（平成15年10月から）急激な金利変動等のリスクに対応するための「財務の安定化を図るためのコスト」のオンコスト（平成16年度及び17年度）などを講じ、コストを適切に反映した金利設定を行い、安定的で効率的な業務運営を行っている。
- 労災年金担保貸付事業については、平成16年度における旧労働福祉事業団からの業務承継を機に、業務委託費及び貸倒引当金のオンコスト化及び下限金利の設定を行い、コストを適切に反映した金利設定を行い、安定的で効率的な業務運営を行っている。

（2）業務の質の向上に関する事項

- 悪質な貸金業者に対する注意喚起を図るため、違法年金担保融資被害事例集の作成・配布（平成16年度、平成18年度）、福祉関係の大会、被害者交流会等及び福祉関係団体機関紙での広報（平成17年度、平成18年度）を実施したほか、制度の理解及び周知を図るため、毎年度、リーフレット、ポスターの作成・配布等を行っている。
- 従来は「年金の全額」償還と「年金の半額」償還の2通りの償還方法に限られていたが、年金受給者が無理のない返済を行えるように、1万円単位で返済額を設定できる定額償還制度を平成17年10月から導入し、利用者の利便向上を図った。
- 借入申し込みから貸付実行までの期間を1週間短縮するという中期目標については、受託金融機関及び福祉医療機構が事務処理方法の変更等を行い、平成17年10月から1週間の短縮を実現し、中期目標を前倒して達成できた。

【8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務】

（1）適切な債権管理に関する事項

- 転貸法人や住宅生活協同組合に対して財務分析を行い、受託金融機関に債権保全措置を指示するとともに、全額債務保証を行っている金融機関の財務状況の分析評価、保証人及び担保物件の評価等を適切に行った。
- 貸付金の自己査定基準を策定し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を実施するとともに、転貸債権に係るローン保証会社の財務分析を行った。

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

（２）着実な債権回収に関する事項

- 解散又は清算処理等を予定する住宅生協（７団体）に対する機構債権について平成１８年度中に全額回収するとともに、民事再生法の申立がなされた貸付先について質権実行等による回収措置を平成１８年７月に実施した。
- ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として、返済特例措置によるもの６４２件、民事再生法の適用による返済条件の変更として１０９件について措置を講じた。
- 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先への督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行った。

【９ 承継教育資金貸付けあっせん業務】

- 教育資金貸付を受けることについてのあっせんの申込資格要件等について周知を図るため、リーフレットを作成し、平成１８年９月下旬に受託機関及び社会保険事務所等に５万部配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図った。
- 教育資金貸付を受けることについてのあっせんに関する照会等に適切に対応するため、受託機関への再委託業務の変更に併せて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し、受託機関を指導した。

【１０ 財務内容の改善に関する事項】

- 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業の貸付財源として財投機関債の発行を、福祉貸付事業で平成１５年度２００億円、平成１６年度３００億円、平成１７年度７９０億円、平成１８年度５００億円、年金担保貸付事業で平成１５年度２００億円、平成１６年度３００億円、平成１７年度及び平成１８年度各４００億円実施した。なお、発行に当たっては、ＡＬＭシステムを活用して償還期間の決定を行うとともに、市場動向を注視し円滑な発行を行うことができた。

【１１ その他業務運営に関する事項】

- 各年度末の常勤職員数については、指標値以内に収めることができた。

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
各年度末指標(A)	264人	265人	265人	299人
年度末職員数(B)	254人	252人	250人	270人
比率(B/A)	96.2%	95.1%	94.3%	90.3%

※期初の常勤職員数 264人

労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人（平成16年度）

承継年金住宅融資等管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数 34人（平成18年度）

期末の常勤職員数 299人以内

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		大阪支店			
	所在地		大阪府大阪市中心区南本町 3-6-14 イトウビル3F			
	職員数		29 人			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		福祉医療貸付事業			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	97 (△1)			
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	—			

よい。

該当類型			政策金融型					助成事業等執行型	特定事業執行型		
事務・事業名			福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業	
①	中止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響		○ 医療や介護の国民皆保険制度を維持し、また、国民が安心して生活できる福祉社会を構築するためには、医療施設及び社会福祉施設の整備・更新が必要である。 しかしながら、医療法人及び社会福祉法人は、厳しい財政状況の中で収入(診療報酬等)が抑制され、また、事業基盤が脆弱であることから、福祉医療機構による長期・固定・低利による政策融資(福祉医療貸付事業)がなければ、社会的に必要な施設の整備・更新が行えなくなる。 ○ 社会保障増進政策を進めるためには制度や政策の変更を急速に推進する必要があるが、これらの方向性に沿った施設経営者を誘導等していくためには、迅速的確な政策融資(福祉医療貸付事業)による支援が不可欠である。 なお、これらの融資及び支援は、民間金融機関ではリスクが大きすぎることから、十分対応を行うことは困難である。	○ 福祉医療基盤の健全な発展を促すためには、施設のハード面の整備とともに、経営管理面の充実が不可欠であり、福祉医療機構においては、福祉医療貸付事業(融資・債権管理)と一体となり、経営診断指導事業により、個別施設の経営状況の診断等を行い、国の福祉医療政策に即した事業の健全な発展を支援している。 ○ このように経営診断指導事業は福祉医療貸付事業と一体となって政策的効果を上げるものであるとともに、財務基盤が脆弱な社会福祉法人や医療法人に対して低廉な料金で実施する必要があること、また福祉医療機構の経営診断指導は膨大な貸付先の決算データがあることから、当事業の廃止及び民間による代替は困難である。	○ WAMNET事業は、福祉保健医療機関情報を広く公開し、国民等に提供することにより、国民の福祉の向上と、社会福祉施設・医療施設等の健全な発展を促すものである。 ○ WAMNETの利用登録機関の多くは福祉医療貸付対象先であり、貸付事業と一体的運用を行うことにより公開情報の充実が図られ、さらにWAMNET基盤を活用することにより各種事業の効率的実施等を図ることができるとともに、当事業の廃止は国民福祉保健医療の低下をもたらすものである。	○ 公的年金(厚生年金保険、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険)の受給権は年金各法で担保に供することは原則禁止されているが、唯一の例外として、福祉医療機構の大口融資にのみ認められている。 ○ 年金受給者において不慮に年金支給額を超える資金需要が発生した場合に、所得や資産の条件を満たすことができない民間金融機関からの貸付けを受けることが困難な場合もあるなど、年金受給権を担保に供することを禁止した結果生じる社会的要請に適切に答えるものであり、また悪質資金業者が社会問題化している現状においては、公的機関(福祉医療機構)による融資の実施が必要である。	○ 年金住宅融資の新規貸付は既に平成17年度末をもって廃止済みであり、また、年金住宅融資は年金資金を財源として行われたものであり、着実に債権を回収し、年金財政に納付すべきものであるため、廃止等は困難である。 ○ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者に対する教育資金貸付を国民生活金融公庫等にありませんる業務であり、あっせんに当たり年金被保険者記録という極めて重要な個人情報を用いて資格確認を行う必要があることから、福祉医療機構による実施が必要である。	○ 基金事業は、社会福祉施設等を運営する社会福祉法人のみでなく、民間におけるNPOやボランティア団体などの草の根団体の独自の事業、先駆的な事業等への助成を行うことにより、これらの団体の事業の育成・支援を行うのである。 ○ 特に、近年、福祉分野においては、「施設から在宅へ」という流れとともに、「国から地方へ」また「官から民へ」という流れが加速する中で、これらの草の根団体の活動が益々重要になってきている。 ○ このような中で、基金事業による助成を廃止すれば、国の政策目標に沿った方向での民間の草の根団体の事業が縮小し、子育て対策や高齢者等に対する福祉の後退につながることとなる。	○ 退職手当共済事業は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図るために、社会福祉施設等を運営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する事業である。 ○ 高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実が求められる中で、それを担う人材の確保が急務になっていることから当事業の廃止は困難である。	○ 心身障害者扶養保険事業は、地方公共団体で実施する心身障害者扶養共済制度(心身障害者の保護者亡き後、残された心身障害者によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保障する事業である。 ○ 当事業は、保護者亡き後の心身障害者の生活を支援するものであることから、当制度の廃止はこれらの者の生活の安定を脅かすこととなり困難である。	
②	事務・事業の位置づけ(主要な事務・事業との関連)		○ 福祉医療機構は、「政策金融型の事業」とともに、「助成事業等執行型の事業」、「特定事業執行型の事業」を実施しており、これらの事業は、 ① 社会福祉法人及び医療法人を主な事業対象としている ② 事業実施に当たって、福祉医療に関する高い専門知識が必要である ③ 厚生労働省との密接な連携が必要である ④ NPO等の先駆的な事業の創設支援から、社会福祉法人、医療法人等の設立、経営支援、再建支援に至るまでの、事業者の成長サイクルにきめ細かく対応した事業である などの特徴を有している。 ○ 以上のとおり、これらの事業は、相互に密接に関連し、人員、設備、情報、ノウハウ等の経営資源を共有して実施することにより、高いシナジー効果が発生するものであることから、福祉医療機構が一元的に実施することによって、政策効果も高く、最も効率的な運営が確保できるものである。					○ 当事業は、福祉医療医療機構が行う「政策金融型の事業」と同様に、 ① 社会福祉事業の振興に係る事業であり、その実施に当たっては福祉に関する高い専門知識が必要である。 ○ 厚生労働省との密接な連携が必要である。 ○ 福祉関係事業者等の健全育成を図るといふ福祉医療機構の機能のうちの事業早期創期の事業支援に位置づけられる他の事業と一貫性がある事業であるなどの特徴を有している。 ○ したがって、「政策金融型の事業」等と、人員、設備、情報、ノウハウ等の経営資源を共有して実施することにより、高いシナジー効果が発生するものである。		○ これらの事業は、福祉医療医療機構が行う「政策金融型の事業」と同様に、 ① 社会福祉法人を事業対象とした、社会福祉事業の振興に係る事業である。 ② 事業実施に当たって、福祉に関する高い専門知識が必要である ③ 厚生労働省との密接な連携が必要である ④ 事業実施に当たっては、地方公共団体や社会福祉協議会などの連携が必要である などの特徴を有している。 ○ したがって、「政策金融型の事業」等と、人員、設備、情報、ノウハウ等の経営資源を共有して実施することにより、高いシナジー効果が発生するものである。	
③	事業開始からの継続年数		福祉:53年 医療:47年	22年	17年	年担:31年 労担:25年	住宅:45年 教育:12年	18年	45年	37年	
		これまでの見直し内容		① 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」 ② 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」	① 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」 ② 簡易医療継支援制度については、平成19年度をもって廃止する予定	「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」	「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」 【年金担保貸付事業】 平成13年 年金福祉事業団から事業承継 【労災年金担保貸付事業】 平成16年 労働福祉事業団から事業承継	【年金担保貸付事業】 平成13年 年金福祉事業団から事業承継 【労災年金担保貸付事業】 平成16年 労働福祉事業団から事業承継 【平成18年 年金資金運用基金から事業承継】	① 特殊法人等整理合理化計画(別添1) ② 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」	① 特殊法人等整理合理化計画(別添1) ② 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」 ③ 平成18年4月に、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業に対する公的助成の廃止(経過措置あり)などを内容とする制度改正を実施済	① 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務・事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」 ② 平成19年3月に国において心身障害者扶養保険検討委員会が設置され、現在、制度の見直しを検討中

第1 資料的提示

1. 事業・事業及び組織の見直し

<制度・事業概要>

該当類型			政策金融型				助成事業等執行型	特定事業執行型		
事業・事業名			福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業
(1) 事業・事業 のゼロベース での見直し	④	国の重点施策との整合性	○ 福祉医療貸付事業においては、ゴールドプラン、エンゼルプラン、障害者プランや都道府県医療計画、介護保険事業計画に即した施設の整備等に対して融資条件を優遇するなどの支援を行い、国の重点施策に即した政策融資を実施してきたものである。 ○ また、第5次医療制度改革を受けて、医療連携体制の構築や療養病床の再編の推進が緊急の重要課題となっていることから、これらの整備等を支援できるよう福祉医療貸付事業においても的確な措置を講じていくこととしている。 ○ なお、福祉医療経営指導事業及びWAMNET事業は、福祉医療施設の整備をソフト面から支援する重要な役割を果たしている。			○ 年金受給者の安定した生活を支援することにより、社会的に弱い立場にある人の福祉の向上を図るものである。 ○ また、平成18年7月から、生活保護受給中の者に対する利用制限を開始する等、国の施策と整合している。	○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、既往債権の回収が終了するまでの間の限定付事業であり、国の施策と整合している。 ○ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、次世代育成支援対策の推進に資するものであり、国の施策と整合している。	○ 基金事業においては、国の重点施策との整合を図るため重点助成分野を設定し、当分野に該当する事業への助成を優先する取扱いをしている。 ○ 平成19年度助成事業においては、全部で6つの重点助成分野を設定したが、国の少子化対策、高齢者・障害者福祉対策を反映させたものとなっている。 ○ 特に、平成19年度助成事業においては、国の少子化対策の一環として新しく創設した「地方分モデル事業」において、「携帯電話による子育て情報配信事業」をモデル事業として設定し、53事業の採択を行った。	○ 社会福祉施設に対する従事する人材の養成・確保は国の重点施策となっており、国の施策と整合している。 ○ なお、当制度については、現在、国において見直しの検討を行っている。	○ 心身障害者の生活の安定を図ることは国の重点施策となっており、国の施策と整合している。 ○ なお、当制度については、現在、国において見直しの検討を行っている。
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	○ 当事業は、国の福祉医療政策を実現するために融資を実施する政策性が非常に強い事業であることから、その特性を反映して、国からの利子補給金を必要とするともに、事務費は運営費交付金で賄われている。	○ 当事業は、福祉医療貸付事業と一体となって、施設経営をソフト面から支援する政策性の強い事業であることから、人件費等の基礎的業務費は運営費交付金で賄われている。	○ 当事業は、国民の福祉の向上と福祉施設・医療施設の健全な発展を促すために広く福祉保健医療機関情報等を提供するものであり、受益と負担の関係が明確になる性格の事業ではない。	○ 年金担保貸付事業は、人件費等の基礎的業務費を運営費交付金により賄っているが、その他の運営コストはオンコストし、利用者(借入者)が負担しているものである。 ○ 労災年金担保貸付事業は、貸付原資は政府からの出資金である。また、人件費等の基礎的業務費を運営費交付金により賄っているが、その他の事務経費はオンコストし、利用者(借入者)が負担しているものである。	○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、既往債権の回収のみを行う事業である。 ○ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、借入申込者の被保険者期間等の資格確認を行い国民生活金融庫等にあっせんを行う事業であり、受益と負担の関係が明確になる性格の事業ではない。	○ 当事業は、社会福祉事業の振興のための助成事業であり受益と負担の関係が明確になる性格の事業ではない。	○ 当事業は、共済契約者(施設経営者)、国、都道府県が財源を3分の1ずつ負担して社会福祉施設等に従事する職員に退職手当金を支給する事業であり、また、事務経費は運営費交付金で賄われている。	○ 当事業は、心身障害者共済制度を運営する道府県からの保険料(加入者掛金、国及び道府県からの補助金が原資)を基に心身障害者に対し年金を支給する事業であり、また、事務経費は運営費交付金で賄われている。
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	18.0	86.8	98.2	—	1.7	—	31.1 (事業費は、28歳未満に対して平成20年1月に繰上支払のため、依存度は平成19年度予算ベースで記載)	0.4
	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1	別紙1	別紙1	別紙1	—	別紙1	別紙1	別紙1
	③	諸外国における公的主体による実施状況	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	○ 急速な少子高齢化が進行する中で増大するニーズに対応できる福祉基盤を構築するため、国はゴールドプラン、エンゼルプラン、障害者プランを作成し、計画的な施設整備を進めてきた。 ○ また、「誰でも、いつでも、どこでも」国民が医療を受けられるように、医療計画に基づく病院の整備を進めている他、医療の進歩に対応するため、老朽施設の近代化等に補助金を交付するなど、医療基盤の更新を支援してきている。 ○ 福祉医療機構は、これらの国の施策を支援するため、ゴールドプランに基づく特別養護老人ホーム等の整備の約9割、エンゼルプランに基づく保育所の整備の約4割、医療の進歩に対応するための病院の近代化を行うための整備事業の約6割に対して融資を実施しており、地域の福祉基盤の充実及び医療基盤の更新等に大きく貢献してきたものである。 (参考) 福祉医療貸付事業の各施設別の融資条件については、前記「中期目標の達成状況」の「事業毎の事務運営の改善に関する事項」の「1 福祉医療貸付事業」の(1)に記載。	平成18年度のセミナー受講者数 3,130人 平成18年度の書面経営診断 簡易経営診断 259件 経営分析診断 21件 平成18年度の自己収入額計 35百万円	平成18年度の年間アクセス件数 1,578万件 平成18年度の利用者満足度 (総合)90.0% 平成18年度の自己収入額計 19百万円	【年金担保貸付事業】 平成18年度の延べ利用者数 214,187人 平成18年度の貸付契約額 210,360百万円 【労災年金担保貸付事業】 平成18年度の延べ利用者数 3,840人 平成18年度の貸付契約額 5,490百万円	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 平成18年度における回収額等 570,713百万円 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 平成18年度のあっせん件数 2,906件 平成18年度のあっせん金額 2,591百万円	○ 基金事業においては、助成事業の成果等を評価し、今後の事業や採択等に活かしていくため、外部の有識者を中心とした事後評価を実施し、その評価結果については、ホームページ等で公表している。 ○ また、事後評価においては、優れた事業を選出し、公表するとともに、その普及を図るため、事業報告会の開催(平成18年度:全国6箇所)、全国紙への掲載等を行うとともに、平成19年度助成分から、各地において更に普及させることが望ましい事業を「地方分モデル事業」として募集したところである。 ○ さらに、事後評価の翌年度に実施するフォローアップ調査においては、助成事業が助成先団体に与えた効果や、助成事業が行政や他団体に与えた波及効果などが明らかになり、基金事業が社会福祉事業が振興に大きく貢献していることが確認できた。 (参考) 平成18年度の助成件数 842件 平成18年度の助成金額 3,222百万円	平成18年度の加入者数 685,415人 平成18年度の給付者数 73,791人 平成18年度の支給額計 88,052百万円	平成18年度の加入者数 93,582人 平成18年度の受給者数 43,028人 平成18年度の年金支払額計 10,465百万円

第1 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<資料・事業関係>

該当類型		政策金融型					助成事業等執行型	特定事業執行型											
事務・事業名		福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業										
事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		○ 当事業については、以下の理由から、必要不可欠の事業である。 ① 国民皆保険を維持し、福祉医療基盤を確保していくためには、福祉施設・医療施設の整備更新を行うことが不可欠であること。 ② 次の理由から、政策融資が必要であり、また、政策融資が最も効率的であること。 A: 福祉施設・医療施設の新設や概ね30年ごとの施設の改築の財源を低く抑えられた診療報酬等で確保することは困難であること。 B: 施設の整備・更新のコストを保険料及び税金を財源とする毎年の運営費によって賄う方式よりも、長期固定低利による政策融資による費用削減の方が効率的であること。 ③ 福祉医療貸付事業の融資残高は約3兆4千億円(平成18年度末)に達するなど主要事業であり、廃止の影響は甚大であること。 ④ 次に掲げるとおり、事業の見直し等を適切に実施してきていること。 A: 特殊法人等整理合理化計画の指摘事項については、実施済みである B: 平成18年11月の「主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項に対しては同年12月に見直し案を策定し、現在、次期中期目標・計画の策定に併せて、措置を実施し、又は計画中であること ⑤ ゴールドプラン、エンゼルプラン、障害者プラン、地域医療計画、介護保険事業計画などの国の重点施策に基づき、政策性の高い融資実績を上げていること ⑥ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)は、福祉医療施設の整備をソフト面から支える、福祉医療貸付事業と一体的事業であること					○ 当事業については、以下の理由から、必要不可欠の事業である。 ① 年金受給権を担保にして融資を受ける唯一の制度であり、融資資金業者が社会問題化している現状においては、公的機関による融資が必要であること ② 融資実績が約2,160億円(平成18年度)に達するなど主要事業であり、廃止の影響は甚大であること ③ 年金受給者の福祉の向上に資するものであり、また、その運用も国の重点施策と整合的に行われていること ④ 次に掲げるとおり、事業の見直し等を適切に実施してきていること A: 年金担保貸付事業は平成13年度に年金福祉事業団の解群に伴って、また、労災年金担保貸付事業は平成16年度に労働福祉事業団の解群に伴って、それぞれ見直しを経て、福祉医療機構が事業を承継したものであること B: 平成18年11月の「主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項に対しては同年12月に見直し案を策定し、現在、次期中期目標・計画の策定に併せて、措置を実施し、又は計画中であること					【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 ○ 年金住宅融資の新規貸付は既に平成17年度末をもって廃止済みであり、また、年金住宅融資は年金資金を財源として行われたものであり、着実に債権を回収し、年金財政に納付すべきものであるため、回収が終了するまでの間は必要不可欠な事業である。 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 ○ 承継教育資金貸付けあっせん業務については、以下の理由から、必要不可欠の事業である。 ① 次世代育成支援対策の推進に資するものであり、国の施策と整合していること ② 国民生活金融公庫等にあっせんするに当たり、年金被保険者記録という極めて重要な個人情報を用いて資格確認を行う必要があること		○ 当事業については、以下の理由から、必要不可欠の事業である。 ① 平成元年の消費税導入、平成8年の特別減税の打ち切りなど国の重要施策と関連して導入及び拡充が図られてきた事業であるとともに、国の重要施策である在宅福祉の充実、少子化対策と関連する子育て支援、障害者スポーツの振興などを支援する事業であること。 ② 基金総額約2,800億円、助成件数842件、助成総額3,222百万円(平成18年度実績)を誇る事業であり、福祉医療貸付事業と一体的に実施することにより、効率的な運営と高い政策効果を上げることができると ③ 次に掲げるとおり、事業の見直し等を適切に実施していること A: 特殊法人等整理合理化計画の指摘事項については、実施済みであること B: 平成18年11月の「主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項に対しては同年12月に見直し案を策定し、現在、次期中期目標・計画の策定に併せて、具体的措置を計画中であること ④ 事後評価やフォローアップ調査により、基金事業が社会福祉事業の振興に大きく貢献していることが確認できていること		○ 当事業については、以下の理由から、必要不可欠の事業である。 ① 社会福祉事業に従事する人材を確保するという国の重点施策に整合した事業であるとともに、福祉サービスの供給を担う人材の確保が急務となっている現下の情勢では廃止は困難 ② 平成18年度実績で加入者数約68万6千人、給付者数約7万4千人、支給総額約980億円に達する事業であり、廃止の影響は甚大であること ③ 次に掲げるとおり、事業の見直し等を適切に実施してきていること A: 特殊法人等整理合理化計画の指摘を踏まえ、平成18年度に制度の見直しを実施したこと B: 平成18年11月の「主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項に対しては同年12月に見直し案を策定し、現在、次期中期目標・計画の策定に併せて、措置を実施し、又は計画中であること		○ 当事業については、以下の理由から、必要不可欠の事業である。 ① 心身障害者の生活の安定を図るという国の重点施策に整合した事業であること ② 平成18年度実績で、加入者数約9万4千人、受給者数4万3千人、年金支払額約105億円に達する事業であり、廃止の影響は甚大である。 なお、当事業については、平成19年3月に国において心身障害者扶養保険後付委員会を設置し、現在、制度の見直しを検討中であり、この結論を受けて対応する必要がある。	

1. 事務・事業及び組織の見直し

＜事務・事業概要＞

該当類型	政策金融型					助成事業等執行型	特定事業執行型	
	福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収 業務及び承継教育資金貸付けあせ ん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業
事務・事業名	福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収 業務及び承継教育資金貸付けあせ ん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業
	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービス等を安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。 次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。 (1) 融資対象の重点化 ① 医療貸付のうち病院に対する融資については、 (ア) 500床以上の病院については、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。 (イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。 (注) 先般の制度改正に基づき、都道府県が新しい医療計画を策定することとなるが、計画内容をどうするかについては流動的な状況にあることから、上記措置の実施時期等については、都道府県の医療計画の作成状況を踏まえながら検討していくこととしている。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成20年3月末をもって廃止することとする。また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。 (2) 追加的に譲じる措置」 毎年貸付先から提出される事業報告書について、WAMNETを活用した電子報告システムを構築することにより、事務の効率化及び経費の節減を図る。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施設の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。 また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 【年金担保貸付事業】 年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実施に見合った適切な資金調達を行うこととする。 また、利用者の利便の向上や貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。 【労災年金担保貸付事業】 労災年金担保貸付事業と年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。 (2) 追加的に譲じる措置」 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、平成20年度から運営費交付金の廃止を検討する。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 年金住宅融資については、既に平成17年度末で新規の貸付を廃止した。 年金資金運用基金も年金積立金管理運用独立行政法人法により平成18年4月に解散し、既住債権の管理・回収業務のみを独立行政法人福祉医療機構が行うこととなった。 今後は、回収金が国への納付を通じて年金給付財源となることを踏まえ、見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出業務の分析等を強化し、適切な債権管理と着実な債権回収を行う。 【承継教育資金貸付けあせん業務】 国民生活金融公庫の教育資金貸付については、平成17年12月の行政改革の重要方針（閣議決定）において、「低所得者層の小口の資金需要にかんがみ、所得制限を引き下げ縮短し、現、民間金融機関や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する」とされている。福祉医療機構が行うあせん業務は、貸付事業の一部のプロセスであることから、公庫が行う見直しについて所要の対応を行っている。 (2) 追加的に譲じる措置」 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、平成20年度から運営費交付金の廃止を検討する。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。 また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出業務の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に効果して段階的に進めることとする。 優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する指金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。	(1) 「『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置」 心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。

事務・事業の見直し案（具体的措置）

第1 横断的視点
1. 事務・事業及び組織の見直し
<事務・事業関係>

該当類型		政策金融型					助成事業等執行型	特定事業執行型	
事務・事業名		福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等償還管理回収業務及び承継教育資金貸付けあわせん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業
		② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下ののとりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。 (7) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。 (4) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。 ③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。 (2) 新規融資額の縮減等 新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。 〔2 追加的に講じる措置〕 毎年貸付先から提出される事業報告書について、WAMNETを活用した電子報告システムを構築することにより、事務の効率化及び経費の節減を図る。							
理由	行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	△22百万円		△20百万円	△279百万円			△18万円	
		○ 開業医承継支援事業の廃止による費用の削減 △4百万円 ○ 経営改善支援事業の強化等による自己収入の拡大 5百万円 ○ 事業報告書の電子報告システム化による費用の削減 △13百万円		○ WAMNETの専用回線の廃止による費用の削減 △20百万円 〔業務・システム最適化計画に基づく事務の合理化及び費用の節減額は、同計画を踏まえ算出予定〕	○ 年金担保貸付事業の運営費交付金の廃止（検討中）に伴う減 △245百万円 ○ 労災年金担保貸付事業の運営費交付金の廃止（検討中）に伴う減 △34百万円 〔業務・システム最適化計画に基づく事務の合理化及び費用の節減額は、同計画を踏まえ算出予定〕	〔業務・システム最適化計画に基づく事務の合理化及び費用の節減額は、同計画を踏まえ算出予定〕		○ 退職手当共済事業の電子届出システム化による費用の削減 △18百万円	

該当類型		政策金融型					助成事業等執行型	特定事業執行型	
事務・事業名		福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収 業務及び承継教育資金貸付けあっ せん業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業
(2) 事務・事業の 民営化の検討	可	民営化の可否	否	否	否	否	否	否	否
	審	事業性の有無とその理由							
		民営化を前提とした規制の可能性・内容							
		民営化に向けた措置							
		民営化の時期							
	民営化しない理由	○ 当事業は、国の政策や制度の変更に伴うリスクが非常に高いこと、財務基盤が脆弱な社会福祉法人や医療法人を対象として長期・固定・低利の融資を行う必要があること、国との政策的連携が不可欠であること、利子補給金及び運営費交付金が必要であることから、民営化は困難である。	○ 当事業は、福祉医療貸付事業を実施していることによる専門ノウハウ及び福祉医療貸付事業の貸付先の財務状況データを基に実施しており、福祉医療貸付事業と一体のものである。	○ WAMNET事業においては、近年、広告料収入等により自己収入の確保を図っているが、付随的位置づけのものであり、民間主体で実施できる事業性は有していない。	○ 当事業は、 A 年金各法で担保に供することが原則禁止されている年金受給権を担保に融資を行う唯一の例外としての制度であること B 悪質資金業者が社会問題となっている現状においては、公的機関による融資の実施が必要であること C 受給資格等の確認を行うため厚生年金や生活保護受給に関する個人情報が必要とすること などから、公的機関が行う必要がある。民営化は適切ではない。	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 ○ 年金住宅融資の新規貸付は既に平成17年度末をもって廃止済みであり、また、年金住宅融資は年金資金を財源として行われたものであり、着実に債権を回収し、年金財政に納付すべきものであるため、民営化は困難である。 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 ○ 承継教育資金貸付けあっせん業務については、以下の理由から、民営化は困難である。 ① 次世代育成支援対策の推進に資するものであり、国の政策と整合していること ② 国民生活金融公庫等にあっては、年金被保険者登録という極めて重要な個人情報を用いて資格確認を行う必要があること	○ 長寿・子育て・障害者基金事業は、基金の運用益により事業を行い、NPO等の民間団体の育成等、営利を目的としない事業を助成の対象としており、対価等を受けるものではなく、いわゆる事業性は有していない。	○ 退職手当共済事業は、運営費交付金により運営されており、いわゆる事業性は有していない。	○ 心身障害者扶養保険事業は、運営費交付金により運営されており、いわゆる事業性は有していない。 ○ 国が保険約款等の認可や地方公共団体の条例準則等の制定を行っていることから、民間化は適当ではない。
(3) 官民競争入札等の積極的な 運用	今後の対応	該当する対象事業	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	○施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他
	可	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	否	否	否	否
		入札要則（官民競争／民間競争）							
		入札実施予定時期							
		事業開始予定時期							
審	導入しない理由	○ 福祉医療機構には、官民競争入札等の対象又は検討対象となる事業に該当する「主要事業」はない。 なお、相談などは、どの業務においても、業務の一環として存在するが、独立して一定のロットとなるような規模のものではなく、官民競争入札等には馴染まない。							

第1 横断的視点

1. 事業・事業及び組織の見直し

<事業・事業領域>

該当類型		政策金融型					助成事業等執行型	特定事業執行型	
事業・事業名		福祉医療貸付事業	福祉医療経営指導事業	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあそ び業務	長寿・子育て・障害者基金事業	退職手当共済事業	心身障害者扶養保険事業
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事業・事業の内容	○ 福祉医療機構には、他の法人への移管が可能な事業及び他の法人と一体的実施が可能な事業に該当する「主要事業」はない。							
	移管の可否	否	否	否	否	否	否	否	否
	可								
	内容								
	理由								
	否	【地方公共団体への移管】 ○ 国の政策に基づき全国一律の基準により融資等を行う必要があること、47都道府県等で分散実施するより全国で1つの機関が集中的に事務処理等を行った方が効率的であることから、地方公共団体への業務移管は困難である。 【他の法人への移管】 ○ 福祉医療機構は、福祉医療貸付事業を中核に福祉医療に関する多岐にわたる事業を国と連携して実施している福祉医療の総合的支援機関である。 ○ 福祉医療機構は、福祉医療に関する多岐にわたる事業を国と連携して実施することにより、高い政策誘導機能を発揮していることから、福祉医療貸付事業の他の独立行政法人等への移管は、福祉医療機構が有する政策誘導機能の低下を招く。 ○ 福祉医療機構が実施する福祉医療分野の多岐にわたる事業は、福祉医療貸付事業と人員、設備、情報、ノウハウ等の経営資源を共有して実施されることにより高いシナジー効果を生み出しているものであり、貸付事業の移管はシナジー効果の喪失を招き、それを補うための経営資源の追加的投入が必要となることから、社会的コストが増大する。 ○ なお、経営診断指導事業及びWAMNET事業は、福祉医療貸付事業と一体である。							
	移管しない理由	【地方公共団体への移管】 ○ 国の政策に基づき全国一律の基準により回収等を行う必要があること、47都道府県等で分散実施するより全国で1つの機関が集中的に事務処理等を行った方が効率的であることから、地方公共団体への業務移管は困難である。 【他の法人への移管】 ○ 年金担保貸付事業等については、受給資格等の確認を行うため厚生年金や生活保護支給に関する個人情報等を必要とする事業であり、また、年金受給者に対する悪質な資金業者による被害防止の啓発等、厚生労働行政と密接な連携を図る必要があることを踏まえ、福祉医療機構において実施しているものである。 ○ 恩給・共済年金担保貸付事業は他法人で実施しているが、この事業と年金担保貸付事業とは、貸付額や償還方法、資格確認等の事務処理等が異なる仕組みとなっており、両事業を一つの機関で一体的に実施することとした場合、利用者の混乱を招くこととなる。 ○ また、両事業を一つの機関において実施するとしても、事業の仕組みが異なることから、事務処理が二元化することとなり事務処理等の効率化、合理化につながらないものである。							
	一体的実施の可否	否	否	否	否	否	否	否	否
	可								
	内容								
	理由								
	否	○ 福祉医療機構は、国の社会福祉政策と緊密に連携し、その政策の方向性に即して福祉医療分野の事業を専門に、かつ、特化して行っているところである。 ○ そのため、事業実施に当たり、福祉医療分野の各種事業に計画的に従事することにより、福祉医療分野の高い専門性を有する職員を養成・確保し、効率的で、かつ、質の高い事業を実施しているものである。 ○ したがって、福祉医療機構が行っている事業と趣旨・目的の異なる他団体の事業とを一体的に運用すれば、福祉医療機構特有の専門性が活かされず、また、業務も煩雑になり、却って、業務の質及び効率性の低下を招くこととなる。							

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	○ 福祉医療機構は、既に非公務員の取扱いとなっている。
	理由	○ 福祉医療機構は特定独立行政法人ではない。
(6) 組織面の見直し	見直し要 (廃止、民営化、体制の再編・整備)	○ 組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の重点化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携並びに人材育成についての基本方針を定めて、次期中期目標期間において整備を図ることとする。
	理由	

第1横断時視点

2. 運用の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		○給与水準及び人件費の情報公開については、「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき行っている。	
	役職員の給与等の対国家公務員 指数(在職地域、学歴構成、在 職地域・学歴構成によるラスパ		○対国家公務員指数120.8(在職地域108.9、学歴構成117.6、在職地域・学歴構成106.1) ○上記106.1については、当機構の業務の専門性等を勘案していること、多種多様な事業を行い、各事業毎に責任あるポストを配置する必要がある、管理監督者の比率が高い(全体の21.1%)ことによるものであるが、業務の効率化による組織のスリム化等の取組みを進めているところである。 ○また、当機構の給与水準については、平成17年1月の給与水準の改定(引き下げ)に係る経過措置が平成18年度で終了したことに伴い、今後更に低下することが見込まれる。	
	人件費総額の削減状況		○基準額に対する人件費削減率 △7.9% ○平成17年度末における退職者及び旧年金資金運用基金からの業務承継に伴う総務、経理、企画といった管理部門業務の増大に対し、必要な人員補充ができていなかったことから平成18年4月時点で必要人員が不足していた。 加えて、平成18年度において、政策評価・独立行政法人評価委員会による組織・業務の見直しを実施されたため、職員採用活動を見合わせている間に、期中における自己都合退職者が続いたことから、やむなく人材派遣職員で対応を行っていたところである。 その結果、平成17年度人件費を基準とした平成18年度における人件費削減率は7.9%となっているが、今後、不足している人員を新規採用職員で順次補充する予定である。	
	②一般管 理費、業 務費等	現状(平成19年4月1日現在)	○現中期目標では、一般管理費等について、平成19年度において平成14年度対比で13%程度の削減を行うこととなっているが、平成18年度実績で既に11.7%の削減を実現しており、順調な進捗を示している。 ○また、労災年金担保貸付事業費等について、平成19年度において平成18年度比で9%程度の削減を行うこととなっているが、平成18年度実績で既に23.1%の削減を実現しており、目標を達成している。 ○福祉医療貸付事業費については、平成19年度において、平成14年度対比で6%程度の額の削減を行うこととなっているが、低金利の影響で支払利息が減少していることから、平成19年度における目標達成は確実と見込んでいる。	
		効率化目標の設定の 内容・設定時期	○一般管理費等については、継続的な削減に努めるため、次期中期計画において、今期中期計画と同程度の削減目標を設定するものとする。	
③民間委託による経費節減の取組内容			○比較的に民間に委託しやすく効果を得やすい業務(事業報告書の入力作業)については、既に民間委託を活用しているが、今後も事務効率化・経費削減の観点から、可能なものから民間委託を活用していく。	
④情報通信技術による業務運営の効率 化の状況			○福祉医療機構においては、利用者等からの申請・届出等が膨大な量になっていることから、その効率的な事務処理が重要な課題となっている。 ○このため、各事業において、情報通信技術やWANETのネットワーク基盤を活用して、申請、届出等の電子化等の推進を図る。 【電子化計画の例】 ・長寿・子育て・障害者基金事業 → 助成申込の電子化 ・退職手当共済事業 → 掛金納付対象職員届の電子化 ・福祉医療貸付事業 → 貸付先からの事業報告の電子化	
(2) 独立行政法人 の資金の流れ 等に関する情 報公開	情報公開の現状		○福祉医療機構では、インターネット、ホームページ及び閲覧等の方法により、以下の情報等を公開しているところである。 ①財務諸表等 ②事業報告書 ③役員員の給与等 ④中期目標、中期計画等 ⑤年度業務実績の評価結果 ⑥財政機関債のご案内 ⑦環境への配慮 ⑧契約締結状況 ⑨障害者の雇用状況 ⑩平成19、20、21年度 一般競争(指名競争)参加資格審査に関する公示等 など	
	見直しの方向		○福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	
	開 通 法 人	名称	(財)テクノエイド協会	合計
		契約額	281百万円(交付金等)	281百万円(交付金等)
		うち随意契約額(%)	—	—
		当該法人への再就職者(役員の 氏名及び当該役員の独立行政法 人における最終職名)	村 尾 俊 明(理事) 佐々木 典 夫(福祉貸付部長)	2人
	開 通 法 人 以 外 の 契 約 先	名称	別添2のとおり	
		契約額		
うち随意契約額(%)				
当該法人への再就職者(開通の 相手方で同一所管に関する公益 法人に在籍している役員の人				
(3) 随意契約の見直し			別添2に記載	
(4) 保有資産の見直し			別添3に記載	

第1 横断的視点

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	○ 単行の中期目標においては、経費の節減など主要項目において定量的な目標を設定しているところである。		
	今後の取組方針	○ 次期中期計画においては、福祉医療貸付事業において新規融資額の削減目標を追加するなど、具体的かつ定量的な目標の設定に、より一層努めるものとする。		
(2) 国民による 意見の活用	現状	○ 福祉医療機構においては、平成17年4月にISO9001に基づく品質マネジメントシステムの認証を取得しており、各事業において、機構が提供するサービスに関する利用者アンケート調査(顧客満足度調査)を実施することなどにより、利用者の意見を、業務運営や業務の改善に積極的に反映させている。 ○ また、中期目標の達成状況については、機構のホームページ等に毎年度の実績及び評価結果を掲載し、業務の透明性の向上等に努めるとともに、各事業ごとの相談等の対応窓口のメールアドレスをホームページ上に掲載し、国民の意見等を吸い上げる仕組みとしている。		
	今後の取組方針	○ ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じて、機構が提供するサービスの利用者の意見等を業務に積極的に反映させていくとともに、機構ホームページ等を更に活用して、国民からの意見等を吸い上げるよう努めることとしている。		
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	○ 役員会及び幹事会において、福祉医療機構の運営に関する主要事項の決定等を行っているが、平成16年10月の独立法人化を契機に、中期計画に基づく事業運営を管理し、政策目標に基づく事業課題に迅速的確に対応するため、経営企画会議を設置したところである。また、平成17年4月のISO9001認証取得に伴って、経営企画会議において、品質マネジメントシステムにおけるマネジメントレビューも実施している。 ○ 福祉医療機構においては、経営企画会議を通じて、中期計画・年度計画の進捗状況の管理、内部監査及び業務プロセスの監視・測定等を行い、業務の質の向上、業務実施に当たっての法令・規制への適合性の確保、事務リスクの軽減等に取組んでいる。		
	今後の取組方針	○ 役員会、幹事会及び経営企画会議を効果的に運営することにより、内部統制及びガバナンスの強化を実施していくこととする。		
(4) 管理会計を活用した運営の 自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	○ 福祉医療機構においては、勘定及び事業ごとに収支状況を把握して事業運営を行っているところである。また、管理会計的手法をより一層先進的な形で業務管理に活用していく方面について、検討を進めているところである。		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	○ 福祉医療機構においては、プロジェクトという形での業務運営はなされていない。		
	今後の取組方針	○ 管理会計の考え方をより一層活用して、業務管理の充実を図り、業務の効率化等を図っていくこととしている。		
(5) 自己収入の 増大等による 財源確保	自己収入の内訳(平成16年度実績)		財源	合計
	共同研究資金	件数		
	利用料			
	寄付金	件数		
	知的財産権	件数	種類	
	その他	○ 経営診断・指導事業 5百万円 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 279百万円		284百万円
	計	284百万円		284百万円
	見直し案	【経営診断・指導事業】 ○ 診断メニューの充実、料金体系の見直し、診断件数の増加により、自己収入の拡大を図る。 【福祉医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 ○ WAMNET基盤の提供による受託収入、広告収入等の確保を図るとともに、自己収入対象事業の拡大について検討する。 【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】 ○ 平成20年度から運営費交付金を全廃し、貸付金利収入により自律的な事業運営を実施する。(検討中)		
(6) 情報公開の取組状況	最近改訂した例	○ 福祉医療機構においては、ホームページに、全ての事業の事業概要、制度案内、利用手続等とともに、以下のような法人運営に関する財務情報、事業実績等の情報を掲載・公表し、積極的な情報提供に努めている。 ・財務諸表 ・各年度の事業報告書、実績評価結果 ・リスク管理関係情報 ・役員会結体の情報 ・協賛契約に関する情報 など		
	今後改善を予定している点	○ 今後とも、国民に対して十分、かつ、分かりやすい形で、情報公開を行っていくこととする。		
その他		○ 福祉医療機構においては、平成17年4月にISO9001に基づく品質マネジメントシステムの認証を取得するなど、独立行政法人としての自立性・自律性を確保するための方策作りに、積極的に努めている。		

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人 福祉医療機構		府省名		厚生労働省	
(助成・給付型)							
事務・事業の名称		長寿・子育て・障害者基金事業					
事務・事業の内容		長寿・子育て・障害者基金事業は、高齢化社会の到来を控え、活力ある福祉社会を構築するためには、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人のみでなく、NPOを始め様々な草の根団体が独創的な事業、先駆的な事業、地域に密着した事業等を幅広く展開し、福祉の裾野を広げることが重要であることから、基金の運用益を活用して助成を行うことにより、これらの団体の事業の育成・支援を行うものである。 現在、4つの基金(約2,800億円)を設け、その運用益により、以下の事業に対する助成を行っている。 (助成対象事業) ① 高齢者又は障害者の総合的な在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るための事業 ② 高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るための事業 ③ 子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成等の推進を図るための事業 ④ 障害者スポーツの支援事業 (注)この基金は、消費税導入の趣旨等を踏まえ、在宅福祉等充実のための基金として創設され、その後拡充された。 (助成先) ① 社会福祉法人 ② 民法第34条の規定に基づき設立された法人 ③ 特定非営利活動法人 ④ 地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人または団体 ⑤ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (募集方法) ① 一般分助成は、全国規模の公益法人・社会福祉法人等に対し、厚生労働省を通じて募集する。 ② 特別分助成は、公益法人・社会福祉法人・非営利の任意団体等が行う独創性又は先駆性・普遍性のある事業に対し、500万円を限度として機構で直接公募する。 ③ 地方分助成は、都道府県・指定都市の域内において、きめ細かな事業を行う公益法人、社会福祉法人、非営利の任意団体等に対し、200万円を限度として都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じて募集する。 ④ 交付金は、老人福祉法の規定に基づき、老人健康保持事業に係る助成事業については「財団法人 長寿社会開発センター」に対し交付、福祉用具の開発及び普及に関する法律の規定に基づき、福祉用具の開発及び普及にかかわる助成事業については「財団法人 テクノエイジ協会」に対し交付する。					
国からの財政支出額		—		支出予算額		未定 (※支出予算額は28条予算において平成20年1月に編成予定)	
対19年度当初予算増減額		—		対19年度当初予算増減額			
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化への見直し	事業の廃止・縮小	〇 基金事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人のみでなく、民間におけるNPOやボランティア団体などの草の根団体の独創的な事業、先駆的な事業等への助成を行うことにより、これらの団体の事業の育成・支援を行うものである。 〇 特に、近年、福祉分野においては、「施設から在宅へ」という流れとともに、「国から地方へ」また「官から民へ」という流れが加速する中で、これらの草の根団体の活動が益々重要になってきている。 〇 このようなかで、基金事業による助成を廃止すれば、国の政策目標に沿った方向での民間の草の根団体の事業が縮小し、子育て対策や高齢者等に対する福祉の後退につながる可能性がある。 〇 したがって、基金事業の廃止、縮小は困難である。					
	理由						
	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	基金運用収入(運用益)が当初予算に比し減少した場合に発生する可能性がある。					
	繰越欠損金の額(H18年度末)	—					
	発生理由(H18年度)	—					
	発生した場合の処理方針	独立行政法人通則法第44条第2項の規定に基づき処理。 (積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理)					
	繰越欠損金の推移	平成8年以降、欠損金は生じていない。					
	見直し案	—					
	成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	〇 長寿・子育て・障害者基金は、消費税導入の趣旨等を踏まえ、在宅福祉等充実のための基金が創設され、その後拡充がなされてきたものであり、当事業はこの基金を安全かつ確実な方法で運用し、その運用収入により助成を行っているものである。したがって、基金の原資以外には、運営費交付金など国からの財政支出は一切受けていない。 〇 福祉分野においては、近年、「施設から在宅へ」という流れとともに、「国から地方へ」また「官から民へ」という流れが加速する中で、基金事業の主な助成先である民間におけるNPOやボランティア団体などの草の根的な福祉活動の重要性が益々高まってきている。 〇 さらに、基金事業においては、限られた助成財源を効果的に活用するとの観点から、毎年度、重点助成分野を設定しているが、平成19年度においても、少子化対策、高齢者・障害者福祉対策等、国の重要施策の支援に大きく貢献し、また、今後益々その重要性が増していくものと考えている。					
	事業効果(事前、事後)(2)	実施状況	〇 基金事業においては、助成事業の成果等を評価し、今後の募集や採択等に活かしていくため、外部の有識者を中心とした事後評価を実施し、その評価結果については、ホームページ等で公表している。 〇 また、事後評価においては、優れた事業を選出し、公表するとともに、その普及を図るため、事業報告会の開催(平成18年度:全国6箇所)、全国紙への掲載等を行うとともに、平成19年度助成分から、各地において更に普及させることが望ましい事業(「地方分モデル事業」として募集したところである。 〇 さらに、事後評価の翌年度に実施するフォローアップ調査により、助成事業が「助成先団体」に与えた効果や、助成事業が行政や他団体に与えた波及効果などが明らかになったところであり、基金事業が社会福祉事業の振興に大きく貢献していることが確認できた。				
見直し案		〇 長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。 〇 また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。 〇 優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の普及を図っていくところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。					
公表状況・公表方法		〇 基金事業においては、事業の成果や実施状況を、ホームページ、機関誌、セミナー等の事業報告会、新聞等の一般広報を通じて、幅広く広報することを基本に運営しているところである。 〇 特に、助成事業の成果については、事業実施の翌年度に、外部の有識者を中心とした事後評価を、また、翌々年度にはフォローアップ調査を実施し、優れた事業の選出や、助成事業の団体自身や団体外部にもたらした効果の検証を行うとともに、広く広報し、成果等の普及啓発に努めている。 なお、平成18年度の成果等の公表の状況は、以下のとおりである。 ・フォローアップ調査結果を機関誌(いきいきチャレンジ)で公表(平成18年12月) ・事後評価報告書を機構ホームページで公表(平成19年3月) ・優れた事業を機構ホームページで公表(平成19年3月) ・前年度の優れた事業をセミナー(事業報告会)で発表(平成18年7月) ・事後評価報告書(概要版)を機関誌(いきいきチャレンジ)で公表(平成19年6月)					
見直し案		〇 基金事業の成果や実施状況については、今後とも、各種広報媒体を通じて幅広く広報していくことを基本に運営していくこととする。特に、優れた事業については全国的な普及を図ることが望まれることから、事業報告会のより積極的な活用、モデル事業の充実を図り、透明で効果的な事業運営に努める。					
助成・給付基準(3)		基準の名称・根拠	(名称)長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金、障害者スポーツ支援基金 (根拠)独立行政法人福祉医療機構法第12条第7号				
助成・給付基準	対象者の要件	社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体					
	金額の算定方法	事業を実施するために真に必要な経費により算定する。 (但し、特別分助成については500万円、地方分助成については200万円を1事業年度の助成額の限度とする)					
	見直し案	〇 基金事業においては、外部の有識者からなる審査・評価委員会を中心とした事業評価制度を導入し、いわゆるPDCAにより制度等の改善を継続的に進めている。したがって、毎年度、事後評価結果を受けて、助成基準について、その年により内容は様々であるが、何らかの見直しを行っている。 〇 今後とも、この事後評価制度を活用して、効果的に助成が行えるよう、助成基準についても継続的に見直しを図っていくこととしている。					
	基準の公表状況、公表方法	〇 基金事業の助成基準は、募集要領に明記しており、当該募集要領については、毎年度、審査・評価委員会において、事後評価の結果を踏まえて策定している。 〇 また、募集要領は、毎年度、次年度分の助成事業の募集を開始する1ヶ月前の8月にホームページで、また9月には全国紙で広く広報するとともに、行政、社会福祉協議会、全ての福祉関連の特定非営利活動法人に広く配布(約3万ヶ所)した。					
	見直し案	〇 基金事業の助成基準については、今後とも募集要領に明記し、できるだけ多くの事業活動団体に周知できるように、各種広報媒体を積極的に活用していくこととする。					
	民間委託等の検討	〇 地域に密着する事業を助成する観点から、助成事業のうち「地方分助成」に係る要請書の受理・審査・推薦業務等については都道府県社会福祉協議会等において行うなど、業務の効率化を図っているところであり、今後とも、必要に応じて、事務の民間委託等の更なる活用を検討していくこととする。					
その他の見直し案	〇 基金事業については、事後評価の結果を踏まえ、これまでも複数年助成や地方分モデル事業の創設などの見直しを実施してきたところであり、今後とも、助成先団体のニーズを踏まえて、継続的に事業改善を進めていくこととする。						

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 福祉医療機構	府省名	厚生労働省
資産との関連を有する事務・事業の名称	長寿・子育て・障害者基金事業 心身障害者扶養保険事業 福祉医療貸付事業 年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業 承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
資産との関連を有する事務・事業の内容	【長寿・子育て・障害者基金事業】 長寿・子育て・障害者基金事業は、高齢化社会の到来を控え、活力ある福祉社会を構築するためには、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人のみでなく、NPOを始め様々な草の根団体が独自の事業、先駆的な事業、地域に密着した事業等を幅広く展開し、福祉の裾野を広げることが重要であることから、基金の運用益を活用して助成を行うことにより、これらの団体の事業の育成・支援を行うものである。 現在、4つの基金(約2,800億円)を設け、その運用益により、以下の事業に対する助成を行っている。 (助成対象事業) ① 高齢者又は障害者の総合的な福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るための事業 ② 高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実に必要のある在宅福祉の推進を図るための事業 ③ 子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成等の推進を図るための事業 ④ 障害者スポーツの支援事業 (注)この基金は、消費税導入の趣旨等を踏まえ、在宅福祉等充実のための基金として創設され、その後拡充された。 (助成先) ① 社会福祉法人 ② 民法第34条の規定に基づき設立された法人 ③ 特定非営利活動法人 ④ 地方公共団体の出資によって設立、運営される法人または団体 ⑤ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (募集方法) ① 一般助成金は、全国規模の公益法人・社会福祉法人等に対し、厚生労働省を通じて募集する。 ② 特別助成金は、公益法人・社会福祉法人・非営利の任意団体等が行う独創性又は先駆性・普遍性のある事業に対し、500万円を限度として機構で直接公募する。 ③ 地方助成金は、都道府県・指定都市の域内において、きめ細かな事業を行う公益法人、社会福祉法人、非営利の任意団体等に対し、200万円を限度として都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じて募集する。 ④ 交付金は、老人福祉法の規定に基づき、老人健康保持事業に係る助成事業については「財団法人 長寿社会開発センター」に対し交付、福祉用具の開発及び普及に関する法律の規定に基づき、福祉用具の開発及び普及にかかわる助成事業については「財団法人 テクノエイド協会」に対し交付する。 【心身障害者扶養保険事業】 心身障害者扶養保険事業は、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保障する事業であり、厚生労働省から認可を受けた扶養保険約款に基づき事業を行っている。 扶養共済制度は、心身障害者の保護者亡き後、残された心身障害者に終身一定の年金を支払う制度であり、地方公共団体は厚生労働省が制定した条例規則及び施行規則準則に沿って条例及び施行規則を制定して事業運営を行っている。 (制度概要) ① 保険対象加入者 (ア) 65歳未満 (イ) 心身障害者(知的障害者・身体障害者等)を扶養している者 (ウ) 生命保険契約の被保険者となることのできる者 ② 保険契約の対象となる事項 保険対象加入者が死亡し、又は重度障害となった場合、その者が扶養していた心身障害者に対して年金を給付する責任等 ③ 年金保険金 1人1口当たり月額2万円(2口まで) ④ 保険料 加入時の加入者の年齢により、1人1口当たり月額3,500円～13,300円の7段階 【福祉医療貸付事業】 福祉医療貸付事業においては、国の福祉政策及び医療政策に即した民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の融資を行うことにより、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供するための福祉医療基盤の整備を支援するものである。 ① 福祉貸付事業 (1) 貸付対象 社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付を行う。 (2) 貸付条件等 【貸付利率】財政融資資金借入金利と同率～財政融資資金借入金利+0.5% ※老朽改築等の無利子貸付事業あり 【償還期間】20年以内(据置期間2年以内) ② 医療貸付事業 個人又は医療法人等に対して医療関係施設等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付を行う。 (1) 貸付対象 個人又は医療法人等に対して医療関係施設等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付を行う。 (2) 貸付条件等 【貸付利率】財政融資資金借入金利と同率～財政融資資金借入金利+0.5% 【償還期間】25年以内(据置期間3年以内) 【年金担保貸付事業】 年金担保貸付事業は、厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法に基づく年金の受給者に対し、年金受給権を担保として低利で小口の資金を貸付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援するものである。 なお、各年金法において受給権を担保に供することは原則禁止されているが、唯一の例外として、独立行政法人福祉医療機構に当該事業の実施が認められているものである。 (1) 貸付対象 厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法に基づく年金受給権者(生活保護受給中の者を除く。) (2) 貸付条件等 【貸付金利】年2.1%(平成19年8月31日現在) 【償還期間】4年以内 【貸付金額】次により算定した金額 ・10万円～250万円の範囲内 ・受けている年金額(年額)の1.2倍まで ・1回あたりの返済額 (2ヶ月毎に受けている年金支給額の総額又は1万円単位の定額)の1.2倍以内 【労災年金担保貸付事業】 労災年金担保貸付事業は、労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業として、労災年金給付の受給者に対し、年金受給権を担保として低利で小口の資金を貸し付けることにより、被災労働者の生活の安定を支援するものである。 なお、労働者災害補償保険法において受給権を担保に供することは原則禁止されているが、唯一の例外として、独立行政法人福祉医療機構に当該事業の実施が認められているものである。 (1) 貸付対象 労働者災害補償保険法に基づく保険給付の受給者(生活保護受給中の者を除く。) (2) 貸付条件等 【貸付金利】年1.2%(平成19年8月31日現在) 【償還期間】年金担保貸付と同一 【貸付金額】年金担保貸付と同一 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金資金運用基金の解散に伴い、旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金が貸し付けた年金被保険者に対する年金住宅融資等の債権の管理及び回収を行い、当該回収金を年金特別会計に納付する業務である。		
国からの財政支出額	【長寿・子育て・障害者基金事業】 — 【心身障害者扶養保険事業】 140,117 【福祉医療貸付事業】 13,124,897 【年金担保貸付事業】 — 【労災年金担保貸付事業】 — 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 —	支出予算額	【長寿・子育て・障害者基金事業】 未定 【心身障害者扶養保険事業】 未定 【福祉医療貸付事業】 73,054 【年金担保貸付事業】 4,681 【労災年金担保貸付事業】 未定 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 4,742,474 (※支出予算額228金予算額において平成20年1月に繰越予定)
対19年度当初予算増減額	【長寿・子育て・障害者基金事業】 — 【心身障害者扶養保険事業】 △ 388 【福祉医療貸付事業】 △ 5,491 【年金担保貸付事業】 △ 233,951 【労災年金担保貸付事業】 △ 32,862 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 △52,262,882	対19年度当初予算増減額	【長寿・子育て・障害者基金事業】 未定 【心身障害者扶養保険事業】 未定 【福祉医療貸付事業】 △1,334 【年金担保貸付事業】 778 【労災年金担保貸付事業】 未定 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 △ 523,533 (※支出予算額228金予算額において平成20年1月に繰越予定)
資産の具体的内容、見直しの具体的な措置内容・理由等	●実物資産については、別紙3に記入 ●金融資産について(平成18年3月31日時点) 【長寿・子育て・障害者基金事業】 ○ 基金資産の管理にあたっては、安全性を重視した債券による運用を中心に、毎年の助成財源を安定的に確保するためラダー型運用を実施する等、安定的・効率的な資産管理を実施している。 ○ 主な資産内訳 財政融資資金預託金 25,440百万円 有価証券 7,997百万円 投資有価証券 245,507百万円 【心身障害者扶養保険事業】 ○ 心身障害者扶養保険資金の管理にあたっては、心身障害者への年金給付のための財源として、信託銀行に金銭信託するとともに、金銭信託契約により資産運用割合を定め、安全資産を中心に安定的・効率的に実施している。 ○ なお、制度改正に合わせて、福祉医療機構においては、効率的な資産運用を行うため、外部の専門家からなる資産運用委員会を新たに設置し、その審議の下に、長期的観点から基本ポートフォリオ及び運用方針等を定めて、自主的な運用を行える体制を整備したところである。 ○ 主な資産内訳 金銭の信託 54,095百万円 【福祉医療貸付事業】 ○ 社会福祉施設及び医療関係施設等の建築資金等への貸付金 ○ 「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改組に関する勧告の方向性」における指導事項を踏まえた見直し案に基づき、融資の重点化を図り、新規融資額を次期中期計画の最終年度までに、平成17年度の融資実績に対し約2割削減する方向で、現在、次期中期計画の策定作業を進めているところであり、これらの取組みにより、融資残高を縮小していくこととしている。 ○ 主な資産内訳 長期貸付金 32,286,275百万円 【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】 ○ 年金受給権者に対する主業資金等への貸付金 ○ 主な資産内訳 長期貸付金 212,689百万円 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】(平成19年3月31日時点) ○ 年金被保険者に対する年金住宅融資等の貸付金 ○ 主な資産内訳 長期貸付金 32,568,512百万円		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)			
事業類型	☐ 医療・福祉・検査・審査	☐ 製造・生産	☒ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業		
事務・事業の内容	【退職手当共済事業】 退職手当共済事業は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図るために、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する事業である。 当事業の運営は、社会福祉施設職員等退職手当共済法により独立行政法人福祉医療機構が行うこととされている。 (制度概要) ① 退職手当金の支給財源は、共済契約者が負担する掛金(被共済職員個人の負担はない)と国及び都道府県の補助金(給付費の各3分の1を補助)により賄われている。 ② 財政方式を、賦課方式としている。 ③ 退職手当金額の計算方法は、国家公務員退職手当制度に準じている。 ④ 都道府県の社会福祉協議会等と連携(業務委託等)し業務を実施している。 【心身障害者扶養保険事業】 心身障害者扶養保険事業は、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業であり、厚生労働省から認可を受けた扶養保険約款に基づき事業を行っている。扶養共済制度は、心身障害者の保護者亡き後、残された心身障害者に終身一定の年金を支払う制度であり、地方公共団体は厚生労働省が制定した条例準則及び施行規則準則に沿って条例及び施行規則を制定して事業運営を行っている。 (制度概要) ① 保険対象加入者 (ア) 65歳未満 (イ) 心身障害者(知的障害者・身体障害者等)を扶養している者 (ウ) 生命保険契約の被保険者となることができる者 ② 保険契約の対象となる事項 保険対象加入者が死亡し、又は重度障害となった場合、その者が扶養していた心身障害者に対して年金を給付する責任等 ③ 年金保険金 1人1口当たり月額2万円(20口まで) ④ 保険料 加入時の加入者の年齢により、1人1口当たり月額3,500円～13,300円の7段階		
国からの財政支出額	【退職手当共済事業】 28,221,097 【心身障害者扶養保険事業】 140,117	支出予算額	未定 (※支出予算額は28条予算において平成20年1月に編成予定)
対19年度当初予算増減額	【退職手当共済事業】 △488,939 【心身障害者扶養保険事業】 △338	対19年度当初予算増減額	
官民競争入札等 (①)	検討理由	○ 福祉医療機構には、官民競争入札等の対象又は検討対象となる事業に該当する「主要事業」はない。なお、相談が業務の一環として存在はするが、独立して一定のロットとなるような規模のものではなく、官民競争入札等には馴染まない。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	【退職手当共済事業】 ○ 当事業は、共済契約者(施設経営者)、国、都道府県が財源を3分の1ずつ負担して社会福祉施設等に従事する職員に退職手当金を支給する事業であり、また、事務経費は運営費交付金で賄われている。 【心身障害者扶養保険事業】 ○ 当事業は、心身障害者扶養共済制度を運営する道府県からの保険料(加入者掛金、国及び道府県からの補助金が原資)及びその積立金を基に心身障害者に対し年金を支給する事業であり、また、事務経費は運営費交付金で賄われている。	
	受益者負担金(算定方法、総計)	【退職手当共済事業】 なし(共済契約者(施設経営者)が費用の1/3を負担) 【心身障害者扶養保険事業】 23,520,110千円(保険料に対する国及び道府県からの補助金92億円を除く。)	
	運営コスト(内訳、総計)	【退職手当共済事業】 給付費(平成19年度当初予算) 事務費(平成19年度当初予算) 総計 90,718,674千円 総計 655,237千円 国庫補助金 28,054,799千円 運営費交付金 655,237千円 都道府県補助金 28,054,799千円 共済契約者掛金 34,609,076千円 【心身障害者扶養保険事業】 年金給付費等(平成19年度当初予算) 事務費(平成19年度当初予算) 総計 32,720,110千円 総計 140,455千円 運営費交付金 140,455千円	
	受益者負担金一運営コスト	【退職手当共済事業】 給付費 △90,718,674千円(うち、共済契約者掛金34,609,076千円を含む) 事務費 △655,237千円 【心身障害者扶養保険事業】 年金給付費等 △9,200,000千円(財政安定化のため、保険料の一部について国及び道府県からの補助金が措置されている。) 事務費 △140,455千円	
	見直し案	【退職手当共済事業】 平成18年4月に、以下のとおり制度改正が行われている。 現在のところ、新たに制度の見直しを行うことは予定していない。 (参考)社会福祉施設職員等退職手当共済法改正(平成18年4月施行)の概要 ① 介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業の公的助成を廃止(経過措置あり) ② 制度の安定化を図る等の観点から、給付水準を1割抑制(経過措置あり) ③ 一定の要件を満たす場合に被共済職員期間を通算(平成18年4月以後退職者に適用) 【心身障害者扶養保険事業】 心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っている。	
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	○ 退職手当共済事業の地方公共団体への移管については、地方公共団体により被共済職員数が大きく異なり事業の安定性が損なわれること、各地方公共団体ごとに電算システム等を運営することとなり事務効率性が低下することなどから、困難である。 ○ 心身障害者扶養保険事業は、地方公共団体の共済制度の再保険であることから、地方公共団体への業務移管は困難である。 ○ これらの事業運営に当たっては、厚生労働省との密接な連携が必要であるとともに、福祉医療機構が行っている他事業との連携一体的な事業の推進により効率的な事業実施が行なえることから、他の独立行政法人等への業務移管は困難である。	
	理由		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設		
	一体的実施の可否	【退職手当共済事業】 ○ 当事業は、東京本部でのみ実施している。	
	理由	【心身障害者扶養保険事業】 ○ 当事業は、東京本部でのみ実施している。	

独立行政法人の整理合理化案様式

6. 政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 福祉医療機構		府省名	厚生労働省
事務・事業の名称	福祉医療貸付事業 福祉医療経営指導事業 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)			
国からの財政支出額	【福祉医療貸付事業】 13,124,897 【福祉医療経営指導事業】 230,532 【福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 1,077,818	支出予算額	【福祉医療貸付事業】 73,053,736 【福祉医療経営指導事業】 266,114 【福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 1,097,602	
対19年度当初予算増減額	【福祉医療貸付事業】 △5,451 【福祉医療経営指導事業】 1,183 【福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 △7,395	対19年度当初予算増減額	【福祉医療貸付事業】 △1,333,856 【福祉医療経営指導事業】 3,038 【福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 179	
平成18年度新規分	383,700,000 (貸付契約額(平成18年度予算))		平成18年度末残高(利子補給については実績額)	3,311,644,748 (10,894,689)
事務・事業の内容	【福祉医療貸付事業】 福祉医療貸付事業においては、国の福祉政策及び医療政策に即した民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の融資を行うことにより、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供するための福祉医療基盤の整備を支援するものである。 ①福祉貸付事業 (1)貸付対象 社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付を行う。 (2)貸付条件等 【貸付利率】財政融資資金借入金利と同率～財政融資資金借入金利+0.5% ※老朽改築等の無利子貸付事業あり 【償還期間】20年以内(据置期間2年以内) ②医療貸付事業 (1)貸付対象 個人又は医療法人等に対して医療関係施設等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付を行う。 (2)貸付条件等 【貸付利率】財政融資資金借入金利と同率～財政融資資金借入金利+0.5% 【償還期間】25年以内(据置期間3年以内) 【福祉医療経営指導事業】 福祉医療基盤の健全な発展を促すためには、施設のハード面の整備とともに、経営管理等のソフト面の充実が必要である。経営指導事業においては、福祉医療貸付事業と一体となって個別施設の経営状況を診断し、改善策等の指導を行うとともに、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者等に対し、国の福祉医療政策に関する情報、施設経営に係る収支財務情報、経営ノウハウ情報等を提供するセミナー形式の集団経営指導を実施し、国の福祉医療政策に即した事業の健全な発展を支援している。 ①経営診断・指導事業 (1)集団経営指導事業(セミナー) 社会福祉事業施設を新設する創設法人や医療施設の経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師にセミナー(有料)開催 (2)個別経営診断・指導事業 特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院及び介護老人保健施設等に対して、書面による経営診断・指導事業を実施 ●経営診断分析 ●簡易経営診断分析 ②開業医承継支援事業 「診療所の譲渡を希望する開業医」と「開業を希望する医師」に対し、必要な情報と提供と仲介を行うことにより、地域における一般診療所の維持・継続を図る事業 【福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 WAMNET事業は、福祉と保健の連携及び介護保険制度の構築が進む中で、地域の福祉保健医療に関わる行政機関及び事業者が情報の共有化を図り、業務を円滑に推進するためのネットワーク基盤として平成10年に構築されたものである。 当事業においては、ID等により情報の安全に配慮したイントラネットにおいて介護保険事業情報、障害福祉サービス事業者、医療機関情報を管理するとともに、事業者からの国への事業報告に活用するなど行政事務の基盤システムとなっている。 また、インターネットとの接続機能を持たせることにより、国民及び事業者は、福祉保健医療事業者情報、行政情報を広く提供している。 (提供情報・機能等) ○事業者情報:全国の介護保険事業者・障害福祉サービス事業者、病院・診療所など ○評価情報:福祉サービス、認知症グループホームの評価情報、第三者評価情報 ○行政資料情報:厚生労働省の会議資料、各種通知 ○その他介護に関する情報 ○フォーラム、掲示板機能 ○業務系システムのネットワーク基盤の提供:介護福祉士養成施設等から国への事業報告 など			
事務・事業の開発に係る具体的措置(又は見直しの方向性)	【1】『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置 【福祉医療貸付事業】 福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策に即した民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤の整備に貢献してきた。 次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。 (1) 融資対象の重点化 ① 医療貸付のうち病院に対する融資については、 (ア) 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。 (イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。 〔(注)先般の制度改正に基づき、都道府県が新しい医療計画を策定することとなるが、計画内容をどうするかについては流動的な状況にあることから、上記措置の実施時期等については、都道府県の医療計画の作成状況を踏まえながら検討していくこととしている。〕 ② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおり措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。 (ア) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。 (イ) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。 ③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協賛融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。 (2) 新規融資額の縮減等 新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図るとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。 【福祉医療経営指導事業】 開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成20年3月末をもって廃止することとする。また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。 【福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療政策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。 また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。 【2】追加的に講じる措置 毎年貸付先から提出される事業報告書について、WAMNETを活用した電子報告システムを構築することにより、事務の効率化を図る。			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	① 『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づき事務・事業の見直しを行う。 ② また、情報通信技術による事業運営の効率化を進めるため、WAMNETを活用した電子報告システムを構築する。			

独立行政法人の整理合理化案様式

6. 政策金融型

〈単位:千円〉

法人名	独立行政法人 福祉医療機構		府省名	厚生労働省
事務・事業の名称	年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業			
国からの財政支出額	【年金担保貸付事業】 — 【労災年金担保貸付事業】 —	支出予算額	【年金担保貸付事業】 4,681,023 【労災年金担保貸付事業】 未定 (※支出予算額は26条予算において平成20年1月に編成予定)	
対19年度当初予算増減額	【年金担保貸付事業】 △233,951 【労災年金担保貸付事業】 △32,962	対19年度当初予算増減額	【年金担保貸付事業】 777,807 【労災年金担保貸付事業】 未定	
平成18年度新規分	【年金担保貸付事業】 220,900,000 【労災年金担保貸付事業】 5,800,000 (貸付契約額(平成18年度予算))	平成18年度末残高(利子補給については実績額)	【年金担保貸付事業】 199,333,025(—) 【労災年金担保貸付事業】 5,330,144(—)	
事務・事業の内容	【年金担保貸付事業】 年金担保貸付事業は、厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法に基づく年金の受給者に対し、年金受給権を担保として低利で小口の資金を貸付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援するものである。 なお、各年金法において受給権を担保に供することは原則禁止されているが、唯一の例外として、独立行政法人福祉医療機構に当該事業の実施が認められているものである。 (1) 貸付対象 厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法に基づく年金受給権者 (生活保護受給中の者を除く。) (2) 貸付条件等 【貸付金利】年2.1%(平成19年8月31日現在) 【償還期間】4年以内 【貸付金額】次により算定した金額 ・10万円～250万円の範囲内 ・受けている年金額(年額)の1.2倍まで ・1回あたりの返済額 (2ヶ月毎に受けている年金支給額の総額又は1万円単位の定額)の12倍以内 【労災年金担保貸付事業】 労災年金担保貸付事業は、労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業として、労災年金の受給者に対し、年金受給権を担保として低利で小口の資金を貸し付けることにより、被災労働者の生活の安定を支援するものである。 なお、労働者災害補償保険法において受給権を担保に供することは原則禁止されているが、唯一の例外として、独立行政法人福祉医療機構に当該事業の実施が認められているものである。 (1) 貸付対象 労働者災害補償保険法に基づく年金受給権者(生活保護受給中の者を除く。) (2) 貸付条件等 【貸付金利】年1.2%(平成19年8月31日現在) 【償還期間】年金担保貸付と同じ 【貸付金額】年金担保貸付と同じ			
事務・事業の開発に係る具体的措置(又は見直しの方向性)	〔1 』『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づく措置〕 【年金担保貸付事業】 年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。 また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。 【労災年金担保貸付事業】 労災年金担保貸付事業と年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行なうこととする。 〔2 追加的に講じる措置〕 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、平成20年度から運営費交付金の廃止を検討する。			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	① 』『独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づき事務・事業の見直しを行う。 ② 国への財源依存度を下げる観点から、運営費交付金の廃止を検討する。			

独立行政法人の整理合理化案様式

6. 政策金融型

〈単位：千円〉

法人名	独立行政法人 福祉医療機構	府省名	厚生労働省
事務・事業の名称	承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継教育資金貸付けあっせん業務		
国からの財政支出額	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 — 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 83,070	支出予算額	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 4,742,474 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 86,081
対19年度当初予算増減額	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 △5,262,862 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 △ 65	対19年度当初予算増減額	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 △523,533 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 △526
平成18年度新規分	新規契約なし	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	3,288,330,582 (—)
事務・事業の内容	【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金資金運用基金の解散に伴い、旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金が貸し付けた年金被保険者に対する年金住宅融資等の債権の管理及び回収を行い、当該回収金を年金特別会計に納付する業務である。 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 承継教育資金貸付けあっせん業務は、国民生活金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が実施する年金教育資金貸付について、借入申込者の被保険者期間を社会保険庁に確認の上、融資のあっせんを行う業務である。 年金資金運用基金の解散に伴い、平成18年4月から独立行政法人福祉医療機構が行うこととなった。		
事務・事業の開発に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	【1 「中期目標終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案」に基づく措置】 【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 年金住宅融資については、既に平成17年度末で新規の貸付を廃止した。 年金資金運用基金も年金積立金管理運用独立行政法人法により平成18年4月に解散し、既往債権の管理・回収業務のみを独立行政法人福祉医療機構が行うこととなった。 今後は、回収金が国への納付を通じて年金給付財源となることを踏まえ、転貸民法法人の経営状況等の把握分析等を強化し、適切な債権管理と着実な債権回収を行う。 【承継教育資金貸付けあっせん業務】 国民生活金融公庫の教育資金貸付については、平成17年12月の行政改革の重要方針（閣議決定）において、「低所得者層の小口の資金需要にかんがみ、所得制限を引き下げ縮減して残し、民間金融機関や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する」とされている。福祉医療機構が行うあっせん業務は、貸付事業の一部のプロセスであることから、公庫が行う見直しについて所要の対応を行っていく。 【2 追加的に講じる措置】 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、平成20年度から運営費交付金の廃止を検討する。		
事務・事業について上記措置を講ずる理由	① 『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』に基づき事務・事業の見直しを行う。 ② 国への財源依存度を下げる観点から、運営費交付金の廃止を検討する。		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

府省名	厚生労働省
-----	-------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
福祉医療機構	助成事業等執行型	長寿・子育て・障害者基金事業	平成18年度	長寿・子育て・障害者基金事業については、多様化する福祉ニーズに対応した効果的な助成を行う観点から、適切な助成テーマの設定を行うとともに、	行政改革推進本部	②	社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。
				募集方法、選定方法及び事後評価手法を見直すこと、助成団体側からの助成に係る各提出書類について段階的な電子化を推進すること等により、事務処理の効率化を図るものとする。			募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。
				また、助成の効果を高めるため、優れた助成事業の成果について効果的な普及を図るものとする。			優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知のうえ普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。
福祉医療機構	特定事業執行型	退職手当共済事業	平成18年度	退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について、電子申請化を進めるとともに、	行政改革推進本部	①	事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進め、平成19年4月から運用を開始し、事務の合理化及び経費の節減を図った。
		平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うものとする。		②		平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。	
		心身障害者扶養保険事業		心身障害者扶養保険事業については、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資産の積立不足により、平成17年度末で約388億円の繰越欠損金が発生しているが、現在、厚生労働省において、心身障害者扶養保険制度の見直しを行っており、その方向性が定まった段階で、事務及び事業の見直しに係る具体的な措置を定めるものとする。		②	現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的な措置を定めることとする。

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
福祉医療機構	政策金融型	福祉医療貸付事業	平成18年度	福祉医療貸付事業については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。 （1）医療貸付のうち病院に対する融資医療貸付のうち病院に対する融資については、 ① 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備に対する融資に限定するとともに、	行政改革推進本部	②	500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。（平成20年度要求に反映） （注）先般の制度改正に基づき、都道府県が新しい医療計画を策定することとなるが、計画内容をどうするかについては流動的な状況にあることから、上記措置の実施時期等については、都道府県の医療計画の作成状況を踏まえながら検討していくこととしている。
				融資率の引下げを行う。		②	500床以上の病院に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。
				② 500床未満の病院については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、その具体的な考え方を明らかにしたガイドラインを作成した上で、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するとともに、		②	500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。（平成19年度中に策定予定） （注）先般の制度改正に基づき、都道府県が新しい医療計画を策定することとなるが、計画内容をどうするかについては流動的な状況にあることから、上記措置の実施時期等については、都道府県の医療計画の作成状況を踏まえながら検討していくこととしている。
				病院の機能や経営状況について第三者評価を受けているものについては融資審査に活用する。		②	病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
福祉医療機構	政策金融型	福祉医療貸付事業	平成18年度	(2) 医療貸付のうち病院以外に対する融資医療貸付のうち病院以外に対する融資については、都道府県の医療計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資条件を明確にした上で、融資対象の重点化を行うとともに、融資率の引下げを行うものとする。	行政改革推進本部	①	病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資については廃止することを決定し、平成20年度要求に反映した。
				①		病院の長期運転資金については、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することを決定し、平成20年度要求に反映した。	
				②		福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。	
				②		民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。（平成20年度から実施予定）	
		福祉医療経営指導事業		②		新規融資額については、平成17年度と比較して、平成24年度までに2割削減することを次期中期計画に明記する。 これに基づき、平成20年度予算においては、平成17年度と比較して525億円を削減して要求を行っているところである。	
				①		平成20年度末をもって廃止することを決定し、関係者に周知した。（平成19年度）	
				福祉医療経営指導事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、開業医承継支援事業は廃止し、		②	福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、次期中期目標期間において経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。
				経営悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化するものとする。		②	適切な受益者負担の観点から、次期中期目標期間において経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。
				なお、適切な受益者負担の観点から、料金体系の見直し等を行い、自己収入の増加を図るものとする。			

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
福祉医療機構	政策金融型	福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	平成18年度	福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ、ポータルサイトの拡大による福祉医療情報の価値の向上等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しを行い、システムの効率化と利用者満足度の向上を図るとともに、各サービスの充実度を踏まえ、 一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得るものとする。	行政改革推進本部	②	福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。
		年金担保貸付事業		年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとする また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化を図るものとし、これにより、経費の節減を行うものとする。		①	平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないことを決定し、平成20年度要求に反映した。
		労災年金担保貸付事業				②	利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。
		メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備		福祉医療貸付事業の重点化や福祉医療経営指導事業の見直しなど、様々な業務の見直しを踏まえ、総人件費の削減も勘案しつつ、各業務の業務量に応じたメリハリの効いた組織体制と人員配置の整備を図るものとする。		②	組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の強化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携及び人材育成のあり方について結論を得ることとし、次期中期目標期間において整備を図ることとする。

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
福祉医療機構		その他の業務全般に関する見直し	平成18年度	〔中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等〕 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。	行政改革推進本部	②	適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。
				その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。		②	その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。
				また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。		②	また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。
				〔効率化目標の設定及び総人件費改革〕 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。		②	一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。
				その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。		②	その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
福祉医療機構		その他の業務全般に関する見直し	平成18年度	〔随意契約の見直し〕 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。	行政改革推進本部	②	業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。
				〔資産の有効活用等に係る見直し〕 福祉医療機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。		②	福祉医療機構の保有する資産について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、次期中期目標期間中に見直しを行うこととする。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。
 なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況（平成19年8月現在）」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 福祉医療機構		府省名	厚生労働省		
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)						
A	合 計	:	3,876,835 百万円	内 貸付金	:	3,513,916 百万円
				内 割賦債権	:	百万円
B	現金及び預金	:	17,467 百万円			
	財政融資資金預	:	25,440 百万円			
	金銭の信託	:	54,095 百万円			
C	有価証券	:	7,997 百万円			
	未収収益	:	11,653 百万円			
	未収入金	:	14 百万円			
	その他	:	12 百万円			
	敷金・保証金	:	734 百万円			
D	受取手形	:	百万円	内 貸付金	:	百万円
E	売掛金	:	百万円	内 割賦債権	:	百万円
F	投資有価証券	:	245,507 百万円			
G	関係会社①	:	百万円	… 関係会社株式		
H	関係会社②	:	百万円	… その他の関係会社有価証券		
I	長期貸付金①	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金		
J	長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの		
K	長期貸付金③	:	3,504,516 百万円	… 関係法人に対するもの		
L	破綻債権等	:	9,399 百万円	内 貸付金	:	9,399 百万円
				内 割賦債権	:	百万円
M	積立金	:	百万円			
N	出資金	:	百万円			

A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。

A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) / G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独) 福祉医療機構	府省名	厚生労働省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 ● 該当なし			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 ● 当機構の貸付先である社会福祉施設や医療施設は、国民の生命・健康に関わるとともに、社会的に弱い人々の日々の生活を支えるものであることから、地域においてその維持・存続を図っていくことが極めて重要である。 ● したがって、機構においては、経営が悪化した貸付先については、行政とも連携を図りつつ、必要に応じて、経営改善指導や貸出条件緩和措置を講じたりするなどして、地域の中で存続を維持できるように、入所者等に配慮した債権管理を実施しているところである。 ● しかしながら、上記のような取扱いによっても施設の存続や再生の可能性がないものについては、入居者等の処遇に支障が生じないように行政等と緊密な連携を行い、状況を見極めながら、最終的には担保権を実行して回収を図ることとしている。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 ● 福祉医療機構の実施する福祉医療貸付事業については、 ① 我が国の福祉・医療政策を金融面から支援・推進しているとともに、福祉・医療貸付分野における極めて専門性の高い審査・管理ノウハウを有している ② 行政と連携を図りつつ、福祉施設・医療施設の存続等入所者等に配慮した債権管理を実施することにより福祉・医療関係者から高い信頼性を得ている ③ 医療制度改革に伴う療養病床転換など福祉・医療分野の政策変更等に即応した、柔軟な対応が可能である などの事情があり、当機構において債権を管理することが、もっとも低コストで、かつ効率的で、政策目的に合致しており、適切であると考えている。 ● 福祉医療貸付の既存貸付金の証券化については、 ① 福祉医療貸付債権は1件当たりの貸付金額にバラツキが大きいことから債権の属性をそろえることが難しい ② 個別貸付先の信用力への依存が高くなる ③ 原債権の生み出すキャッシュフローが投資家の期待するイールドを確保できるか ④ 財投機関債に比べて発行コストが高くなる など、実施にあたってはクリアすべき課題がある。 ● 福祉医療機構としては債権の平均利率2%を下回る現状から原債権の売却損の発生が見込まれることや、資金調達コストの増加等が国からの利子補給金の増加要因となるため、証券化の実施にあたっては、福祉医療政策への影響及び国の財政面への影響等を考慮するとともに、債券市場の動向や発行コスト等を十分に見極めて対応していくこととしている。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 ● 福祉医療機構の融資は、 ① 国民皆保険を維持し、福祉医療基盤を確保するためには、福祉医療貸付事業は必要な事業である ② ①の理由から、福祉医療機構の融資実績は、社会福祉施設の整備案件についてはその太宗を、また医療機関(私立)の施設整備については、建築面積で見ると44.5%を占めている ところで、このような融資の役割を勘案すると、福祉医療機構の金融資産は、その政策融資の目的に見合った規模になっていると考えている。			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：厚生労働省		独立行政法人名：独）福祉医療機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	戸塚宿舎	3	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町字十四ノ区2911番3、2912番4、2912番6、2920番3、2920番4	1	1	1957.26	345.85
2	東久留米宿舎	3	東京都東久留米市本町四丁目779番43、51	1	1	111.13	35.14
3	東久留米宿舎	3	東京都東久留米市本町四丁目779番45、25、53	1	1	109.57	35.14
4	東久留米宿舎	3	東京都東久留米市本町四丁目793番11、7	1	1	118.21	35.94
5	小金井宿舎(土地)	3	東京都小金井市本町四丁目2618番8	1	1	333.88	—
6	小金井宿舎(建物A)	3	同上	1	—	—	49.94
7	小金井宿舎(建物B)	3	同上	1	—	—	49.94
8	玉川宿舎	2	東京都世田谷区玉川四丁目139番55	1	1	199.23	94.92
9	日野宿舎	3	東京都日野市程久保八丁目42番16	1	1	158.16	60.86
10	日野宿舎	3	東京都日野市程久保八丁目42番14	1	1	158.89	60.86
11	日野宿舎	3	東京都日野市程久保八丁目31番20	1	1	158.97	60.86
12	日野宿舎	3	東京都日野市程久保八丁目27番7	1	1	159.14	61.27
13	日野宿舎	3	東京都日野市程久保八丁目29番7	1	1	156.81	60.03
14	用賀宿舎	2	東京都世田谷区上用賀三丁目190番	1	1	489.25	160.69
15	上大岡宿舎	3	神奈川県横浜市港南区東芹が谷1324番24、25、34、2203番29、30、31、64、69、70、71	1	1	751.29	262.89
16	事務所間仕切工事等	1	東京都港区虎ノ門4-3-13秀和神谷町ビル9階	1	—	—	—
17	公庫総合運動場	3	東京都三鷹市下連雀五丁目943番4、23、26、997番6	3	7	33998.79	842.25
18	宝塚宿舎	3	兵庫県宝塚市南ひばりガ丘三丁目36番7	1	1	156.42	56.7
19	宝塚宿舎	3	兵庫県宝塚市南ひばりガ丘三丁目19番3	1	1	118.08	45.14

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	1383.4	1965年11月		41		47	4階	第1種中高層 住居専用地域	60%	150%	0.471
2	70.28	1990年3月		16		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	0.791
3	70.28	1990年3月		16		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	0.802
4	71.88	1990年3月		16		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	0.76
5	—	—		—		—	—	第1種低層住 居専用地域	50%	80%	—
6	80.27	1992年2月		14		22	2階	—	—	—	—
7	80.27	1992年2月		14		22	2階	—	—	—	—
8	190.52	1993年3月		13		22	地上2階 地下1階	第1種低層住 居専用地域	40%	100%	0.956
9	145.52	2002年2月		4		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	1.15
10	145.52	2002年2月		4		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	1.145
11	145.18	2002年2月		4		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	1.142
12	116.33	2002年2月		4		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	0.914
13	117.99	2002年2月		4		22	2階	第1種低層住 居専用地域	40%	80%	0.941
14	460.81	1998年3月		8		47	3階	第1種低層住 居専用地域	50%	100%	0.942
15	976.94	2000年3月		6		47	地上3階 地下1階	第1種住居地 域	60%	200%	0.65
16	—	1985年4月		21		15	—	—	—	—	—
17	1359.9	1964年5月		42		41	2階	第1種中高層 住居専用地域	60%	200%	0.02
18	85.86	1965年7月		41		47	2階	第1種中高層 住居専用地域	60%	200%	0.274
19	69.98	1984年2月		22		22	2階	第1種中高層 住居専用地域	60%	200%	0.296

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	—	272	231	41	—	150	8	2 (職員宿舎)	戸塚郵政宿舎	
2	—	26	22	5	—	180	8	2 (職員宿舎)	—	
3	—	26	21	5	—	180	8	2 (職員宿舎)	—	
4	—	24	19	5	—	170	8	2 (職員宿舎)	—	
5	—	89	89	—	—	205	8	2 (職員宿舎)	—	
6	—	10	—	10	—	—	8	2 (職員宿舎)	—	
7	—	10	—	10	—	—	8	2 (職員宿舎)	—	
8	—	108	85	23	—	440	8	2 (職員宿舎)	—	
9	—	75	26	50	—	110	8	2 (職員宿舎)	—	
10	—	67	26	42	—	110	8	2 (職員宿舎)	—	
11	—	66	26	40	—	110	8	2 (職員宿舎)	—	
12	—	60	26	34	—	110	8	2 (職員宿舎)	—	
13	—	55	27	28	—	110	8	2 (職員宿舎)	—	
14	—	319	194	125	—	470	8	2 (職員宿舎)	—	
15	—	317	121	195	1	140	8	2 (職員宿舎)	—	
16	—	30	—	30	—	—	9	2 (事務所整備)	—	
17	—	581	559	10	11	310	9	2 (福利厚生)	—	
18	—	34	24	9	—	130	8	2 (職員宿舎)	—	
19	—	19	18	0	—	130	8	2 (職員宿舎)	—	

注. B/S価格については、単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

注. B/S価格については、単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	1	施設名	戸塚宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、老朽化に伴う修繕等経費の増加、及び利用度の低下により、次期中期計画期間中に売却等処分を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	2	施設名	東久留米宿舎	用 途	8 (職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が常に高いため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	3	施設名	東久留米宿舎	用 途	8 (職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が常に高いため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	4	施設名	東久留米宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が常に高いため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	5	施設名	小金井宿舎(土地)	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該土地は、利用度が常に高いNo.6及びNo.7の底地ため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、No.6及びNo.7の利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	6	施設名	小金井宿舎(建物A)	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が常に高いため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	7	施設名	小金井宿舎(建物B)	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が常に高いため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	8	施設名	玉川宿舎	用 途	8 (職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が常に高いため、売却等処分を予定してない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	9	施設名	日野宿舎	用 途	8 (職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	10	施設名	日野宿舎	用途	8 (職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	11	施設名	日野宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	12	施設名	日野宿舎	用途	8 (職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	13	施設名	日野宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	14	施設名	用賀宿舎	用 途	8 (職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	15	施設名	上大岡宿舎	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	17	施設名	公庫総合運動場	用 途	9 (職員福利厚生施設)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、当機構及びその他政策金融機関の共有施設であるため、当機構単独の売却等処分はできない。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 職員の福利厚生の上昇に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	18	施設名	宝塚宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が低いため、早期に売却を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度内					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	19	施設名	宝塚宿舎	用途	8 (職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が低いため、早期に売却を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：平成20年度内					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	20	施設名	宝塚宿舎	用途	8 (職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が低いため、早期に売却を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度内					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	21	施設名	川西宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が低いため、早期に売却を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度内					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	22	施設名	千里山田宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、今後、老朽化に伴う修繕等の経費増額が見込まれるため、次期中期計画期間中に売却等処分を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：平成20～24年度内					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	23	施設名	千里山田宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、今後、老朽化に伴う修繕等の経費増額が見込まれるため、次期中期計画期間中に売却等処分を予定している。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：平成20～24年度内					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	24	施設名	宝塚宿舎	用途	8(職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係る具体的措置（その④）

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	25	施設名	千里山宿舎	用途	8 (職員宿舎)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 福祉医療機構			府省名	厚生労働省
No.	26	施設名	高槻宿舎	用途	8(職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設は、利用度が高く、建築後の経過年数も短いため、売却等処分を予定していない。 なお、今後、利用度の低下または老朽化が進むなど当該施設を保有することについて見直しが必要となった場合には、 売却等処分について別途検討することとする。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 本支店間における人事異動に伴う異動対象職員及び新規採用職員の住居の確保に必要なため。					

「特殊法人等整理合理化計画」における指摘事項に対する措置状況

「整理合理化計画」指摘事項	措置状況
【社会福祉事業施設・病院等融資業務】 ① 社会福祉事業施設融資 ○ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、平成 14 年度から、適切に実施する。 ② 病院等融資 ○ 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。	・平成 14 年度より引当金の開示を実施。 ・平成 14 年度にリスク管理システム（ALMシステム）を導入。 ・14 年度に貸付準則を改正。 ① 短期資金について、既存施設に係る機械購入資金及び長期運転資金を廃止。 ② 長期資金について、病床過剰地域における病床の減少を伴わない整備に係る優遇金利の廃止。 ・15 年度に貸付準則を改正。 融資条件のうち、一部の融資対象施設について ① 融資率の引き下げ 助産所及び施術所 80%→70% ② 融資限度の加算額の引き下げ 介護老人保健施設に係る痴呆専門棟加算 1 億円→8,000 万円 ・16 年度に貸付準則を改正。 融資条件のうち、一部の融資対象施設について ① 融資率の引き下げ 病院の不足地域における療養病床の整備及び疾病予防運動施設 90%→80%

・ 17 年度に貸付準則を改正。

① 機械購入資金のうち、「社会福祉法人が開設する医療関連施設等の機能の充実を図るために必要な機械器具を購入する場合」を廃止。

② 長期運転資金のうち、「社会福祉法人が開設する病院の増床又は介護老人保健施設の収容定員の増員に伴い必要な長期運転資金」、「医療機能の向上等のために必要な場合で社会福祉法人が開設する医療従事者養成施設の教具、教材等を購入するために必要な長期運転資金」を廃止。

③ 融資率の引下げ

・ 介護老人保健施設に係る、

建築資金 90%→75%

機械購入資金及び長期運転資金
80%→75%

・ 薬局のうち「調剤専門薬局、主として調剤を行う薬局」

80%→70%

・ 医療従事者養成施設（看護師及び准看護師養成施設を除く）

80%→70%

④ 特定の医療機械器具から「断層撮影装置（CTを含む）」を廃止。

⑤ 金利の見直し

介護老人保健施設

財投金利→財投金利+0.1%

・ 18 年度に貸付準則を改正。

① 金利の見直し

・ 助産所、歯科技工所、医療従事者養成施設に係る新築及び甲種増改築資金

財投金利→財投金利+0.5%

・ 病院、診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所、衛生検査所、医療従事者養成施設に係る法令に基づく命令若しくは指示又はこれに代わる指導を受けて行われる乙種増改築資金

財投金利→財投金利+0.5%

- ・調剤を専門とする薬局又は主として調剤を行う薬局に係る新築資金及び増改築資金
財投金利→財投金利+0.5%

② 融資率の引下げ

- ・「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」により整備される疾病予防運動施設の融資率 80%→75%

- ・19年度に貸付準則を改正。

融資率の引下げ

- ・診療所の新築資金のうち、療養病床の整備に係る融資率
90%→80%

- ・医療施設近代化施設整備事業に係る病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、療養病床の整備に係る融資率
90%→80%

【高齢者・障害者の在宅福祉事業の助成等】

- 基金による助成業務について、平成14年度から、国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。

【社会福祉施設退職手当共済】

- 平成17年度を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコルフットィングの観点から、助成の在り方を見直す。

- ・平成14年度に国が政策目標を設定（通達を発出）し、それに基づき、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を平成15年度から本格的に実施。

- ・介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコルフットィングの観点から平成18年度に社会福祉施設職員等退職手当共済法を改正し、介護保険制度の対象となる高齢者関係施設・事業の公的助成の廃止（経過措置あり）の措置を講じた。

関連法人以外の契約締結先(平成17年度)

名称	契約額(円)	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者 (随契の相手方で同一所 管に属する公益法人に在 職している役員の人数)
(株)アイ・ティ・フロンティア	112,520,016	100%	0
(株)エイジデザイン	27,000,000	100%	0
(株)エヌエチケイ情報ネットワーク	32,937,309	100%	0
(株)大阪会館	830,445	100%	0
KPMGエムエムシー(株)	6,457,500	100%	0
KPMGビジネスアシュアランス(株)	1,536,360	100%	0
(株)コスモシステム東京支社	1,171,800	100%	0
ジェイエビル管理会	1,071,000	100%	0
新日本監査法人	24,990,000	100%	0
(株)清和ビジネス	5,794,110	100%	0
(社)生命保険協会	12,325,000	100%	0
(福)全国社会福祉協議会	969,359	100%	0
(株)第一印刷所東京本部	14,980,959	9%	0
(株)大広	92,736,000	100%	0
タイチ(株)	2,516,850	100%	0
(株)デュオシステムズ	36,015,000	100%	0
東京官書普及(株)	3,926,286	100%	0
(財)日本システム開発研究所	8,024,100	100%	0
日本アイ・ビー・エム(株)	1,228,019,786	100%	0
年金福祉システム開発(株)	235,575,352	100%	0
(株)日立製作所	815,844	100%	0
日立キャピタル(株)	11,365,200	0%	0
(株)富士通ビジネスシステム	46,829,199	82%	0
富士ゼロックス(株)	9,912,882	100%	0
(株)法研	61,416,714	89%	0
みずほ情報総研(株)	3,360,000	100%	0
(株)UFJ銀行市場営業部	11,760,000	100%	0
(株)UFJ総合研究所	9,124,500	0%	0
(株)ユーフィット	212,273,000	100%	0
UFJ信託銀行(株)	2,380,000	100%	0
(株)読売エージェンシー	36,151,500	0%	0
リコーテクノシステムズ(株)	12,390,000	0%	0
(株)ワンビシアーカイクス	7,708,248	68%	0
総計	2,274,884,319		

※上記は、「独立行政法人の組織等に関する予備的調査についての報告書」(平成19年3月衆議院調査局)を元に作成したものである。